

# 地方分権 21世紀ビジョン懇談会

## 報告書

2006年7月3日

## 地方分権 21世紀ビジョン懇談会報告書

2006年7月3日

### 問題意識 - なぜいま分権か

#### (分権改革の加速)

我が国の地方制度は、国が深く関与して一定水準の行政サービスを速やかに全国に行き届かせるという、キャッチアップに適した仕組みを今なお色濃く残している。しかし、今日の日本は、世界で最も急激な少子高齢化・人口減少に直面し、その意味で世界の課題先進国である。

我が国に求められていることは、経済社会システムの各分野において持続可能性を確保するための改革を断行し、人口減少下にあっても質の高い生活を実現すること、そして諸外国に優れた解決モデルを提示することである。その実現のための重要なカギが、地方制度の再設計にほかならない。さまざまな経済社会の問題に対して、それぞれの地域が自らの意思で、人材の誘致など創意工夫ある取り組みを行い、その取り組みに多くの国民が参加参画するという、いわば「分権改革」によって解決を図ることが、これからの日本の重要な柱となろう。

明治維新において、日本は欧米列強へのキャッチアップを迅速かつ効率的に行うために、廃藩置県というかたちで地方分権から中央集権への自己改革を断行した。今日求められているのは、それとは逆方向の「国から地方へ」の分権改革である。小泉構造改革の下で突破口が開かれた「国から地方へ」の改革を加速させ、真の地方分権への歩みを続けなくてはならない。

#### (グローバル都市間競争時代の到来)

少子高齢化と並んで、地方制度をめぐるもうひとつの大きな環境変化は、グローバル都市間競争時代の到来である。日本の都市は、今後ますますアジアの都市と競争しなければならなくなるだろう。地域独自の個性に根ざした魅力の形成が地域の生き残りの鍵となる。

戦後の高度成長期にあっては、工業化社会のもとで単一の基準の豊かさが追い求められ、そこでは官が大きな役割を果たしてきた。しかし、今日求められているのは、多様な価値観や地域の個性に根ざした豊かさの実現であり、そこでは、民間の自由な発想が牽引役となる。国が決めた基準に沿って、画一的な地域の形成を続けたら、地域の未来は暗い。地域の創意工夫を活かせる仕組み、個性の競争の時代に合った地方制度へと変えていくことが不可欠である。

## **（未曾有の財政赤字が示す国への依存の限界）**

新たな地方制度を構築する際に、念頭に置かざるを得ないのは、未曾有の財政赤字である。国も地方も共に歳出改革を断行し、持続可能な財政システムをつくりあげることが求められている。この観点からも、国の地方への過剰関与と、地方の国への依存を止め、地方が自由と責任に基づいて自立し、住民にとってムダのない効率的な地方財政の姿を実現させていかなければならない。

## **現状の問題点**

地方制度の現状の問題点は、次の6点にまとめることができる。

### **行き過ぎた国の関与と地方の財政的依存**

94%の自治体が交付税に依存した財政運営を行っている。日本経済の好調さを支える中心地域である名古屋市ですら交付税を受け取っている状況が示すように、国から自立して経営が行われている自治体はほとんどない。

このような地方の財政的自立の欠如と、それに対応する国庫補助負担金や規制で特徴付けられた、重層的で縦型の国と地方の関係が、国と地方のもたれあいをもたらし、責任の所在を不明確なものにしている。

### **地方の累積債務の増大**

日本の地方債務残高は、欧米諸国の5～7倍と国際的に飛び抜けて高い水準に達している。この背景として、90年代に景気対策のために多額の地方債が発行されたことに加えて、地方債の元利償還に対する交付税措置が累積債務を増大させているとの指摘や、需要保障型で差額補填方式の交付税が地方の行革努力を阻害しているとの指摘がある。実際、住民1人当たりの行政経費が他の政令市の1.5倍に及んでいる大阪市のように、地方行革の徹底が不十分な自治体が少なくない。

また、債務残高が巨額に上るにも関わらず、現時点で法的な財政再建団体が存在しない一方、公営企業、公社、第三セクター等を含めて標準財政規模の10倍を超える実質的債務を抱える自治体の存在が明らかになるなど、現行の早期是正の仕組みや再建制度は、地方自治体経営の歪みと財政規律の緩みに対する是正機能を発揮していない。

## 人口が減少する中での持続性の劣化

すでに総人口は減少に転じており、国も地方も今後の人口減少を念頭に置いた財政運営が不可欠である。これまで、全国すべての地域においてナショナル・ミニマム（最低水準の保障）を超えたナショナル・アベレージ（平均水準の保障）の確保が希求されてきたが、支え手が減るなかにあって、その維持は不可能に近い。このまま負担の増大に歯止めがかからなければ、いずれ経済の活力が失われ、地方制度の根幹が崩れる可能性がある。

## 地域独自の魅力の形成が不十分

地方の歳出の約9割について国が定めた基準が存在しており、全国どこでも似たり寄ったりの画一的な地域の形成につながっている。また、地域が国に依存せず、独自の魅力をつくりだすための独自の税財源が不足している（国と地方の歳出比4：6に対して、国と地方の税収比は6：4）

## 住民参加、住民による監視（ガバナンス）が不十分

国から地方への財政移転が大きいために、各地域において受益（地方行政サービスの水準）と負担（地方税率）の対応関係が失われており、首長が住民に向き合って課税を要請するより、国庫補助負担金や交付税の配分を国に陳情することを促す仕組みになっている（自治体間の税率格差が、欧米では2～3倍だが、我が国ではほとんどない。また、超過税率、法定外税など課税自主権の発揮による税収は地方税収全体の1.4%に過ぎない）。

住民が受益と負担とをセットで判断する仕組みになっていないことから、住民参加、住民による監視（ガバナンス）も不十分となっている。本来、ガバナンスの核となるべき地方議会もその機能をより強固に発揮すべきである。

## 不透明な地方行財政の実態

自治体の情報開示が不十分であり、不透明な行財政となっている。横断的に各自治体の取組みを比較し、客観的に評価するための規格化・標準化された情報開示はさらに不足している。

また、自治体の財政を支える交付税の算定基準は、電話帳のような分厚さとなっており、複雑で外部からの検証が十分に及ばないものとなっている。

## **対応の方向性**

### **1. 総論**

分権改革の目指すべき方向性は、次の5つ（分権5原則）に要約できる。

このような目指すべき方向性に沿って分権改革を推進し、10年間の移行期間を経て、最終的な姿を実現すべきである。その際、国と地方の協議の場など地方の意見を集約・反映させる仕組みを継続・強化しつつ改革を進めるべきである。

#### **<原則1：自由と責任>**

地方が自由と責任を持って自立できるよう、国と地方の関係を「複雑重層から単純明快へ」、「縦型から水平対等へ」と転換する。

#### **<原則2：小さな政府>**

少子高齢化等により地方の役割が増大する中であっても持続できるよう、国、地方、民間の適切な役割分担を図り、簡素で効率的な「小さな政府」をつくる。

#### **<原則3：個性の競争>**

全国一律ではなく、地域の個性に根ざして人々をひきつける魅力と活力に溢れた地域をつくる。

#### **<原則4：住民によるガバナンス>**

国に依存することなく、受益と負担に関する住民の選択、住民による監視（ガバナンス）をエンジンにした住民自治を実現する。

#### **<原則5：情報開示の徹底>**

住民が他の地域と比較できる明確な基準を設定し、情報開示を徹底する。正確で豊富な情報によって自治体の透明性を高めることが、地方分権を進める力

となる。

## **2. 各論**

以下のような内容の分権改革を、「自由、責任、自立」をキーワードにした新三位一体改革として、今年度より開始すべきである。その際、重要なことは、税源配分の見直し、国庫補助負担金改革、交付税改革を一体として実施していくことである。

### **(1) 新分権一括法の提出**

国と地方の権限と責任を根本から見直し、国と地方の関係を「複雑重層から単純明快へ」と転換する必要がある。国の規制・関与や国庫補助負担金の廃止・縮小を大胆に進めて地方の自由度を拡大するとともに、「自治事務の執行基準は原則として条例で決める」という基本方針で、国と地方の権限と責任を再整理すべきである。

そのため、新分権一括法を早期に制定して、自治事務の執行基準を原則として条例で定め、変更できるようにする仕組みを整えるべきである。その際、権限と財源の関係の明確化も必要である。

新分権一括法案について、第29次地方制度調査会等において今秋までに検討を開始し、地方の意見も踏まえつつ2年を目途に結論を得て、3年以内に提出すべきである。

### **(2) 地方債の完全自由化**

地方債の発行について、地方の自主性に委ねられ、資本市場において各自治体の信用力に応じた地方債の格付けが行われる状況が速やかに実現されるよう、国は以下の環境整備等に取り組むべきである。

#### **公募地方債の発行条件の統一交渉の即時全廃**

公募地方債の発行条件の統一交渉を即時に全廃すべきである。

#### **公営企業金融公庫の廃止後の資本市場を活用した新たな枠組み**

公営企業金融公庫の廃止後は、国は新たな政府保証を行わない。公営企業金融公庫の承継法人は、経過措置の業務を行う。小規模自治体等、単独での地方債発行が困難な自治体については、地域単位での共同地方債の発行制度などを導入し、資金調達の円滑化に配慮する。

### **地方債の多様化**

情報開示を徹底しながら、地方債の多様化を実現すべきである。料金等受益者負担を基本とする事業を中心としたレベニュー債の導入、地方公営企業の地方債単独発行の導入、税への先取特権、優先権を設定した地方債の発行による信用力の向上等を検討すべきである。

### **地方債に対する交付税措置の廃止**

10年後までに地方債の完全自由化を実現する。それに伴い、新発地方債に対する交付税措置を全廃すべきである。その際、投資的事業に対する財政措置のあり方を、国と地方の役割分担の改革の中で抜本的に見直すことが必要である。このような目標に向けて、初年度にふさわしい措置を今年度中に講じるべきである。

## **(3) いわゆる“再生型破綻法制”の整備**

護送船団方式により形成された「国が何とかしてくれる」という神話が、財政規律の緩みにつながってきた面を否定できない。経営に失敗すれば、自治体も破綻という事態に立ち至る、という危機感を持つことが、地方財政の規律の回復のために必要であるとの指摘がある。

自治体運営においては、何より住民への行政サービスを継続することが重要であり、その意味でも、いわゆる“破綻”の意味するところを明確にし、透明な早期是正措置によってその事態を回避し、再生への道筋を明らかにすることが重要である。

この観点から、いわゆる“再生型破綻法制”の検討に早期に着手し、3年以内に整備すべきである。その際、透明なルールに基づく早期是正措置を講じ、それでもうまくいかなかった場合に再生手続きに入るという2段階の手続きとすべきである。この手続きにおいては、正確な財政情報が重要となるために、

その分析等において第三者機関等の活用が考えられる。また、激変緩和のための移行期間（10年程度）を設け、移行期間中は、既に発行された地方債についての旧勘定と、新制度下で発行される地方債についての新勘定に分けて管理し、いわゆる“再生型破綻法制”の適用は新勘定に限定すべきである。

これらの点を踏まえた、いわゆる“再生型破綻法制”の制度の概要を今秋までに作成・公表すべきである。

#### **（４）税源配分の見直し**

歳出に見合った税源をもち、国からの移転に依存せずに自らの判断と責任で財政運営を行うことが、地方分権の目指すべき姿である。したがって、国と地方の仕事量（歳出比）が4：6であることを踏まえ、10年後までに国と地方の税收比についても4：6に近い水準を目指すべきである。その姿に向かう工程として、今後3年程度を目途に国と地方の税收比1：1を実現することとし、そのために、地方交付税と国庫補助負担金の削減額の一定割合を税源移譲することを前提に、今後3年間で5兆円規模の税源移譲を行うべきである。その際、地方自治体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保することが必要である。

地方への税源配分を検討するに当たっては、税源の偏在性等に配慮すべきである。併せて、課税自主権の実質的な拡大を行うべきである。

#### **（５）交付税改革**

地方交付税については、国の規制・関与の廃止・縮小を大胆に進めるとともに、「結果平等、規律の緩みを生みやすい仕組み」から「機会平等、住民による自己規律が働く仕組み」への転換を目指すべきである。

##### **新型交付税の導入**

国の規制や基準付けに基づく部分を縮小させ、地方が自由に歳出を決定できる部分を拡大すべきである。地方が自由に歳出を決定する部分については、現行の複雑な交付税の算定基準を抜本的に改め、誰でもわかる簡便な算定基準に順次変えていくべきである。

このため、平成19年度予算から人口と面積を基本として算定する新型交付



税を導入することとする。新型交付税は、今後3年間で5兆円規模を目指す。新分権一括法等による国の基準の義務付けや規制の削減にあわせて、新型交付税の比重を高める。また、従来型の交付税（特別交付税を含む）についても、算定基準の簡素化・透明化を進めるべきである。

### **真に配慮を要する自治体への対応**

一方で、現行制度を活用し、真に配慮を要する自治体に対して対応できるような仕組みを確保すべきである。

### **不交付団体の拡大**

地方自治体の自由と責任を実現するには、交付税に依存しない自立した自治体を増やすことが重要である。地方の歳出削減、税源移譲、交付税改革により、今後3年程度で人口20万人以上の自治体の半分以上が不交付団体となるようにすべきである。また、10年後までに人口10万人以上の自治体の半分以上が不交付団体となるように目指すべきである。

## **（6）国庫補助負担金改革**

国庫補助負担金は、国と地方のもたれあいの象徴との指摘もある。地方提案を踏まえ、引き続き計画的に廃止・削減すべきである。その際、地方の自由度が実質的に拡大するよう、項目数も減らしていくことが必要である。新分権一括法の制定・実施に併せて、国庫補助負担金改革を抜本的に進めるべきである。なお、国の直轄事業負担金のあり方も見直すべきである。

## **（7）地方の歳出削減、歳入面での検討**

### **地方の歳出削減**

国と地方のプライマリーバランス黒字化に向けて、地方のプライマリーバランスについても目標を定めて大幅に改善すべきである。具体的な改善目標額は、国と歩調を合わせた歳出削減の水準とする必要があるため、歳出・歳入一体改革の中で結論を得る。

決定された地方のプライマリーバランスの改善目標額に基づき、改善ペースを中期地方財政ビジョンに明記し、各自治体が計画的に財政再建に取り組めるよう、予見可能性を確保すべきである。各自治体においても財政健全化に向けて中期的指針を策定しつつ、計画的に財政運営を行うことが望ましい。

### **歳入面での検討**

仮に増税が必要な場合も、国税・地方税全体での負担水準、及び国と地方の税源配分を踏まえた検討が行われる必要がある。

## **( 8 ) 地方行革**

行革は、地方自治体が住民の監視の下に自発的に取り組むべき課題である。しかし、人口減少社会において小さくて効率的な政府をつくることは、国・地方共通の課題であり、その観点から全自治体が横断的に行革を推進することは重要である。今夏を目途に、国は以下の点についてルール整備や数値目標の設定を行い、地方行革の新指針を策定・公表して、全自治体に通知すべきである。

### **情報開示の徹底、住民監視（ガバナンス）の強化**

外部から自治体間の比較・評価を容易に行えるようにするため、全ての自治体に適用される情報開示ルールを作成し、規格化・標準化された情報が開示されることが必要である。その際、公営企業まで含めた情報開示を行うこととする。

また、監査委員への天下りの禁止、外部監査の活用、第三者機関の設置など住民監視（ガバナンス）の強化のためのルールについても作成すべきである。

### **地方公会計改革（地方の資産・債務管理改革）**

国の財務書類作成基準に準拠した財務情報を、今後3年程度で、全自治体が公開すべきである。これにより、各自治体の年々の予算・決算（フロー）と資産・債務（ストック）の現状が透明かつ比較可能となる。

### **地方公務員総人件費改革**

地方公務員の総人件費について、国と同等以上の削減目標を掲げて取り組むべきである。

### **地方における市場化テストの促進**

自治体は、外郭団体も含め、市場化テストの実施に関する数値目標を設定し、実績を公表するよう要請すべきである。

## **( 9 ) 道州制、市町村合併、都道府県と市町村の関係の見直し**

### **道州制**

第 2 8 次地方制度調査会の答申（本年 2 月 2 8 日）を踏まえ、10 年後の姿として、道州制への移行の検討を含め本格的な地方分権を目指すべきである。

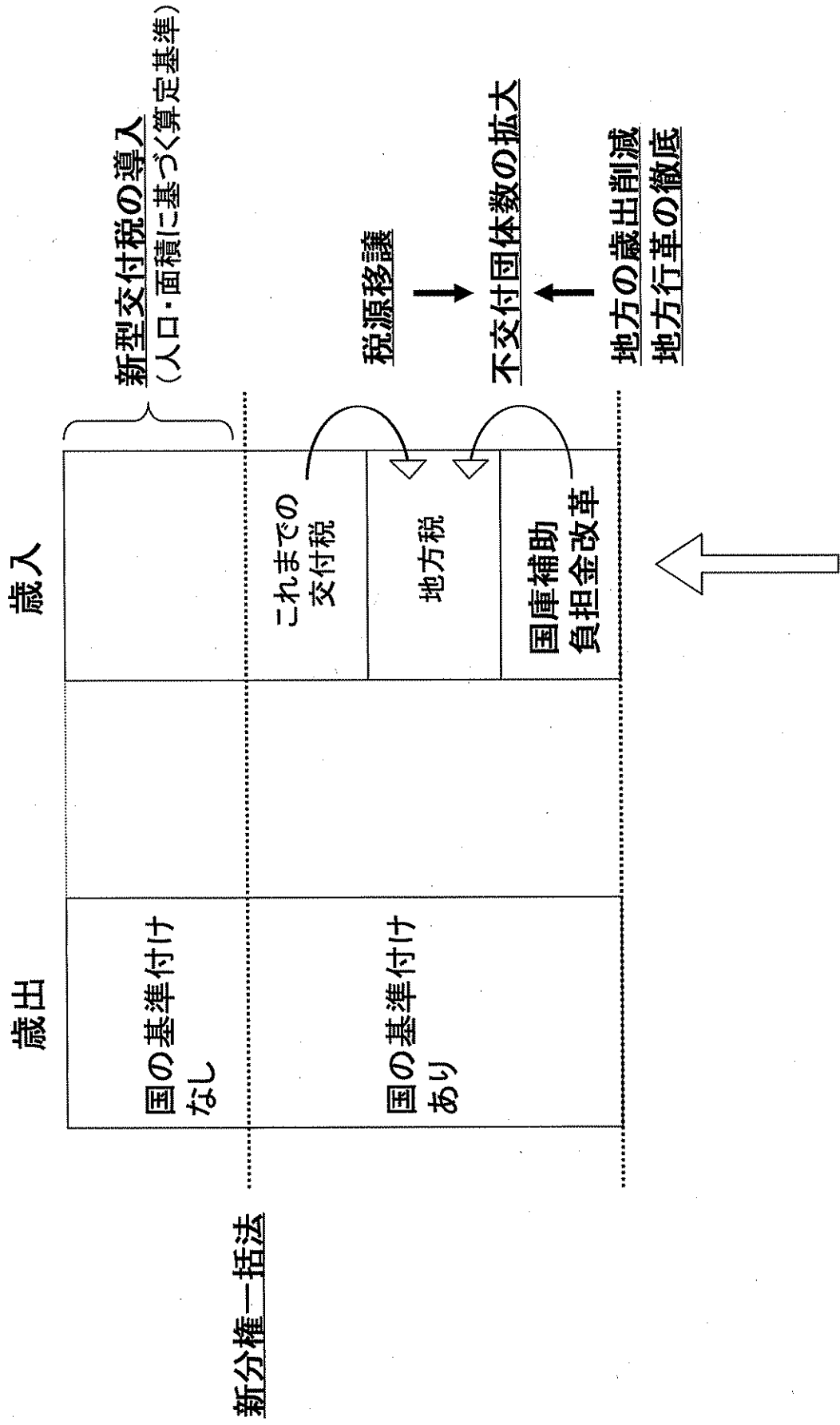
### **市町村合併**

自立できる体力ある自治体を増やすという観点から、現在約 1 , 8 0 0 となった市町村の合併をさらに推進すべきである。

### **都道府県と市町村の関係の見直し**

都道府県（道州）から市町村への権限、税財源の移譲を推進する必要がある。

# 分権改革の全体像



地方債の完全自由化  
いわゆる“再生型破綻法制”の整備

# 分権改革工程表

時間軸 主な施策	短期 今夏の予算要求、税制改正要望等に反映し、今秋までに実現に着手 地方制度調査会等の場で今秋までに検討に着手	中期 3年程度で実現 2年を目的に結論 3年以内に提出	長期 10年後までに実現
(1) 新分権一括法 (含む国庫補助負担金改革)	10年後の交付税措置廃止に向けて初年度にふさわしい措置 地方債発行条件の統一交渉の廃止	公営公庫に対する政府保証の廃止 公営公庫の承継法人の業務は経過措置 小規模自治体の資金調達は、共同地方債等に対応	協議制の廃止 新発地方債に対する交付税措置の廃止
(3) いわゆる“再生型破綻法制”の整備	今秋までに制度の概要を作成・公表	3年以内に制度整備	(移行期間)
(4) 税源配分の見直し	税源移譲の方法を検討	国と地方の税収比1:1 交付税・補助金から3年間で5兆円規模の税源移譲	国と地方の税収比 4:6に近い水準
(5) 交付税改革 ① 新型交付税 ② 不交付団体の拡大	19年度予算から導入 19年度予算において所要の歳出削減。税源移譲の方法を検討	3年間で5兆円程度規模を目標 人口20万以上の自治体の半分	新分権一括法に伴い割合を拡大 人口10万以上の自治体の半分
(6) 地方行革の新指針	今夏、策定・公表		

# 参 考 资 料

猪 瀬 直 樹

この分析資料は地方分権 21 世紀ビジョン懇談会に提出されたものである。「自由、責任、自立」とは、中央政府にしまいこまれていた情報を国民へ開示すること、すなわち地方政府とその住民が自らのものとする事で獲得できると考える。

「新分権一括法」は、実質的には中央政府に従属している「地方公共団体」が中央政府と名実ともに対等な関係にある「地方政府」へと向かう第一歩である。

#### 【基本的な視点】

- ・ 国民の税金は、一銭たりともムダ遣いは許されない。
- ・ 役所の仕事に対する、厳格な監視がつねに必要。
- ・ そのためにはわかりやすく徹底した情報公開が前提。
- ・ 総務省の財務分析はわかりやすく一覧性のあるものになっていない。
- ・ 住民の自己診断権を確立するために、都道府県や市町村の経営内容について他の地域と比較可能な分析手法を考えるべきではないか。

#### 資料 1、財政分析関係

都道府県・政令指定都市別の基礎データ

現行の分析指標

不交付団体の推移

#### 資料 2、ケーススタディー

人口一人当たり一般財源の要因分析

財政指標が対照的な都道府県と政令指定都市の要因分析

#### 資料 3、財務のチェック

マーケットのチェック

監視機関の現状

## 1. 財政分析関係

### 都道府県・政令市別の基礎データ

地方分権 21 世紀ビジョン懇談会では、おもに 47 の都道府県と 14 の政令市をとりあげて、それぞれの経営内容について他の地域と比較可能な分析をおこなってきた。各自治体はそれぞれの決算データは公表するが、納税者が財政状況を客観的にチェックできるように、他の地域と一覧性のある比較が行われてこなかった。住民は、都道府県や市町村の経営内容について他の地域と比較できるわかりやすいカルテを求めている。いわば人間ドックと同じ、コレステロール値が高い、血糖値が高い、などと診断ができれば、改善すべき点について、住民が参加して解決できる。

以下、順次わかりやすい比較データを、当分析資料として示すことにした。総務省は今後、こうしたデータを毎年、総務省HP上で更新して公開すべきである。

### 都道府県および政令市の債務残高

国と地方の借金の合計は 770 兆円（05 年度末見込み）である。うち地方政府の債務残高が 204 兆円とされている。これは各都道府県および市町村の普通会計の債務残高である。下水道やバス・地下鉄などを含めた交通事業などの公営企業会計の債務残高は別にカウントされており統合したデータとして集計されていない。たとえば大阪市の借金約 3 兆円とは、普通会計の借金であり、バスや地下鉄や上下水道など大阪市が事業としてやっている部分の借金が総務省の統計から抜け落ちている。

そうすると大阪市にかぎらず、全国の都道府県・市町村の借金が合計 204 兆円という数字は、必ずしも地方財政の実状を反映しているとは言い難い。

都道府県・政令市などの収益事業は、普通会計とは別に公営企業会計として区分している。受益と負担の関係が明確なものは特別の会計を設置し料金収入を活用して事業を行う、とされているが、その借金も大阪市の借金に変わりはない。普通会計の 3 兆円に、公営企業会計の 2.5 兆円を加えたものが借金の合計である。

総務省にあらためて資料を請求すると、地方政府の公営企業の借金の合計が出てきた。「企業債残高 60.3 兆円」。内訳「政府資金（財投の貸付け）34.2 兆円、公営公庫資金 17.2 兆円、市中銀行等 8.9 兆円」である。60.3 兆円のうち「普通会計負担分 27.7 兆円」を引いた 32.6 兆円が公営企業会計の借金である。204 兆円 + 32.6 兆円 = 237 兆円。これが実態に即した借金残高の一覧表といえる。



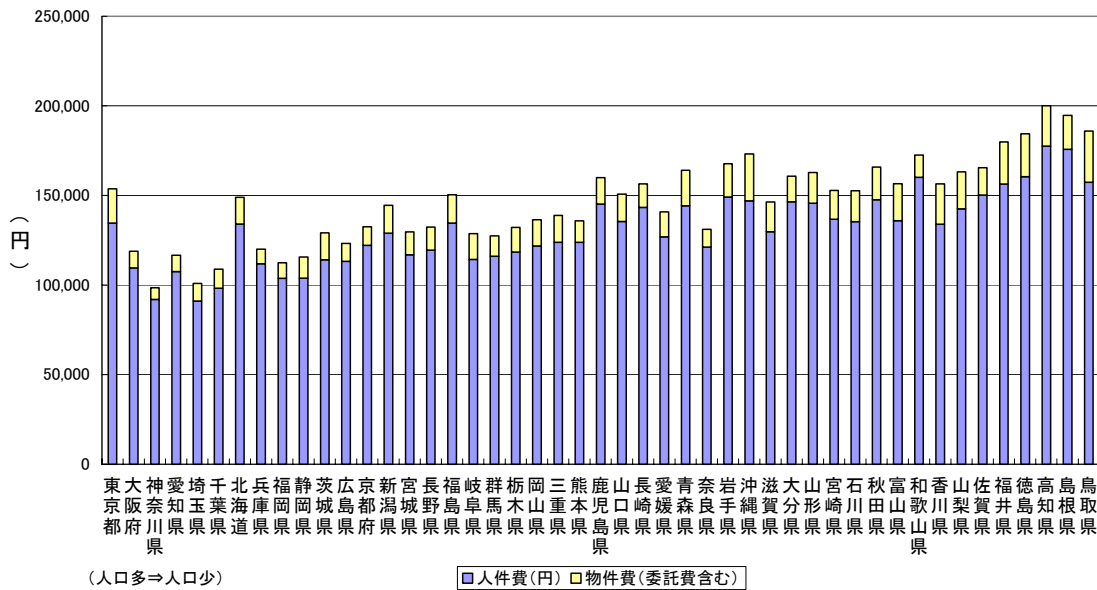


## 人口一人あたり行政経費

地方の歳出削減を検討するにあたり、人口一人あたり行政経費（普通会計）を「人件費と物件費」で比較した。

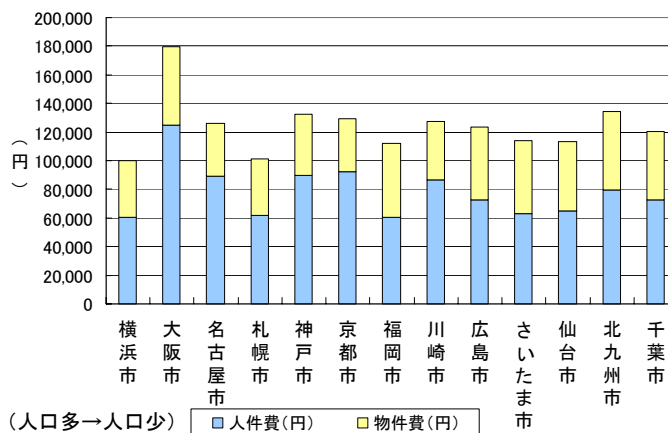
一人当たりの行政経費は一般に人口が少ないと大きく、人口が多いと小さくなる傾向がある。都道府県では高知、島根、鳥取の順に高いが、では人口だけが原因かといえば必ずしもそうではなく、バラツキが見られる。面積の差、経営努力の差も現れている。

人口一人当たりの行政経費(都道府県)



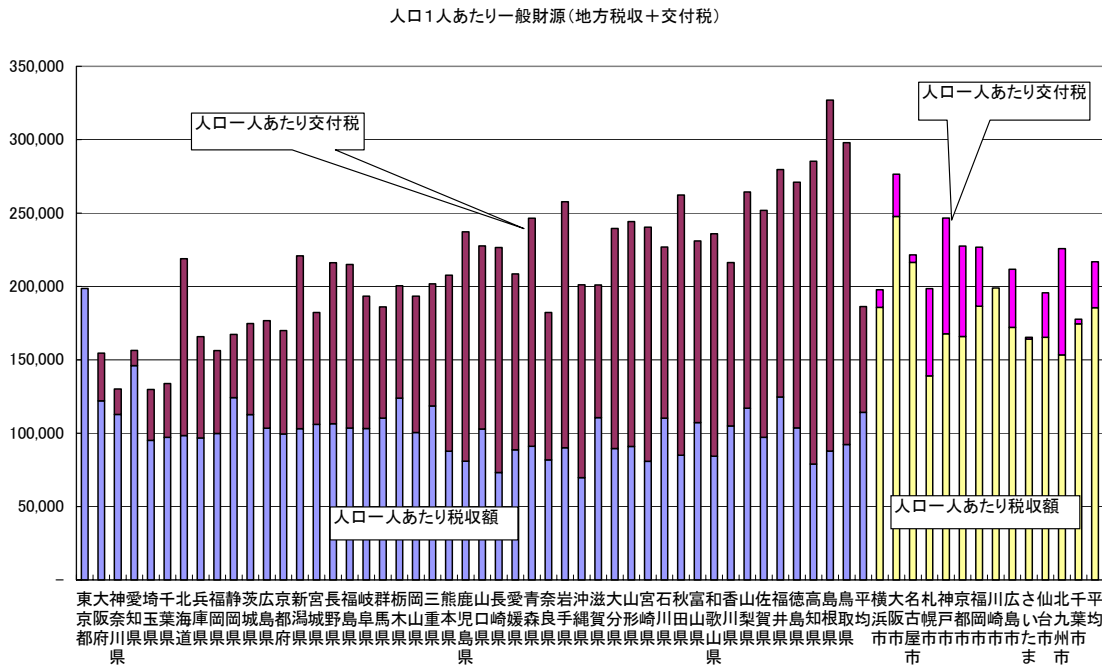
政令市では横浜市について人口が多い大阪市は18万円で、人口3位の名古屋市が12.6万円と、人口が多いにもかかわらず人口一人当たりの行政経費は大きい。

人口一人当たりの行政経費(政令指定都市)



## 人口一人あたり税収・地方交付税額

地方の歳入面での検討をするにあたり、都道府県および政令指定都市における地方税と地方交付税のバランスを検証するため、人口一人当たり等に換算して比較した。人口一人当たり一般財源（地方税収+交付税）の比較では交付税の財源保障によって人口が少ないほど高くなる傾向がみられるが、例外もある。これらの疑問については後述する。



## 人口一人当たりの一般財源の推移

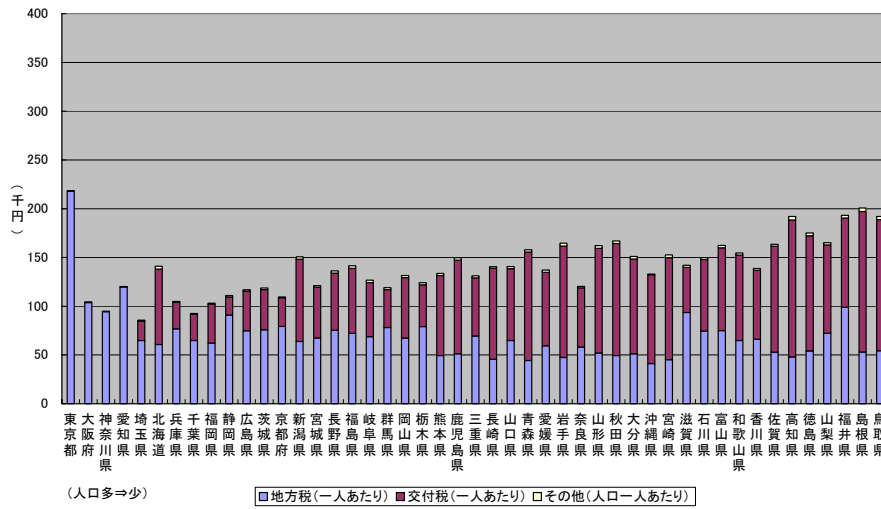
人口一人当たり一般財源(地方税+交付税等)の額を1985年度から5年ごとに2004年度まで示した。はじめに都道府県の推移を示す(18~19ページ)。つぎに政令市の推移を示す(20~21ページ)。いずれも共通する特徴がみられる。

1985年の棒グラフの背丈がかなり低い。90年、95年とだんだん棒グラフの背丈が全体に伸びていく。地方税収はそれほど増えていないが、交付税の増加傾向がきわめて明瞭にわかる。人口過疎の県の交付税の増加傾向が著しいだけでなく東京都の税収はつねに突出している。東京への一極集中が強まっている。東京都に入る税収の一部を他の地方に振り分ける必要もあるだろう。

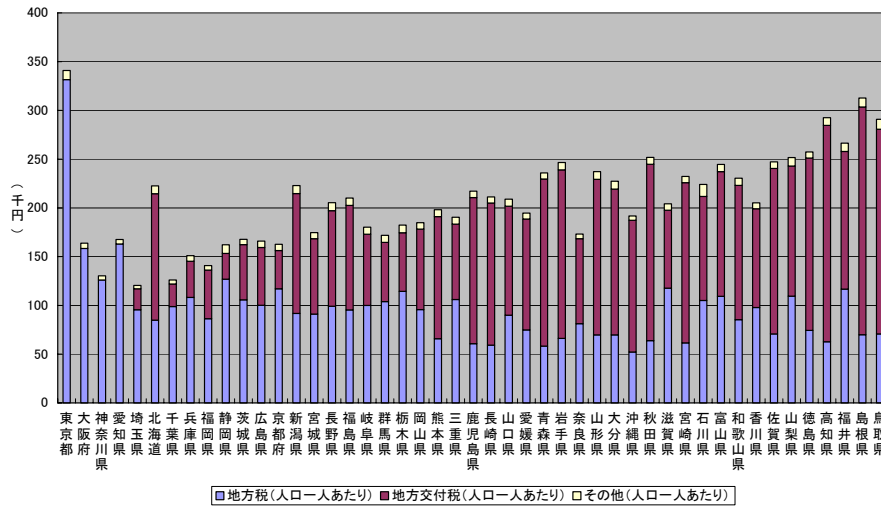
交付税の水準は85年レベルではナショナルミニマムを前提にしていたと思われる。しかし、急速な高齢化への対応もあってかしだいにミニマムがナショナルアベレージになってしまっている。大きな政府にいたる過程が、この棒グラフに示されている。

# 都道府県

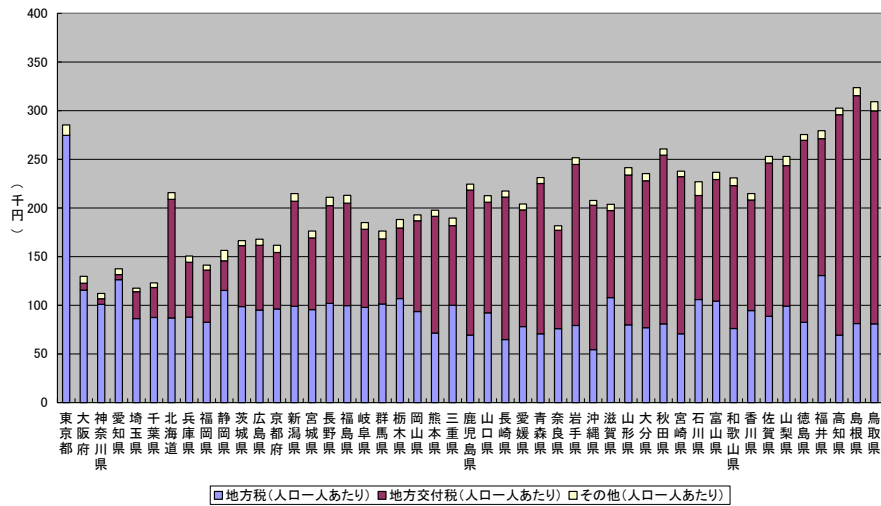
人口一人あたりの一般財源(1985年)



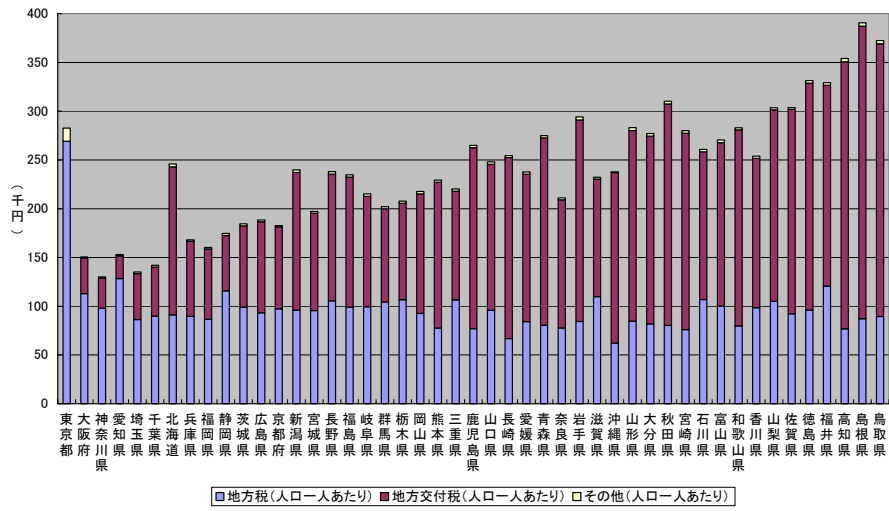
人口一人あたり一般財源(都道府県:1990年)



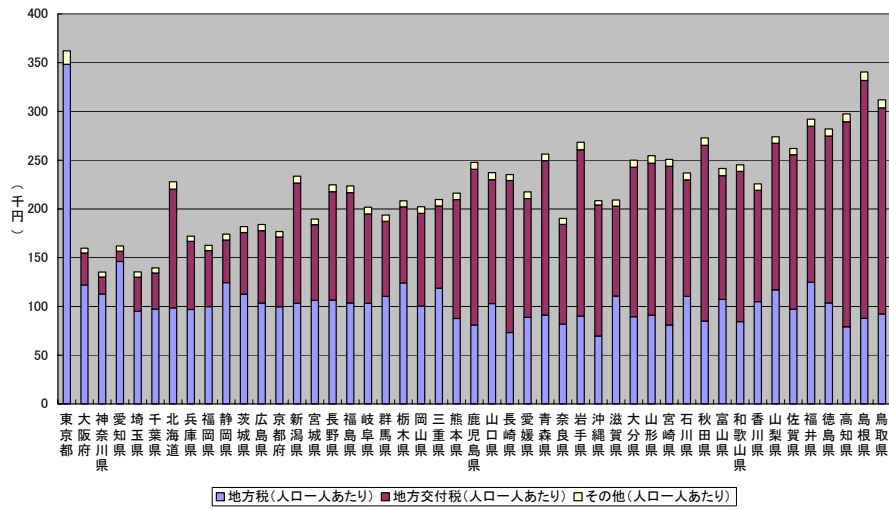
人口一人あたり一般財源(都道府県:1995年)



人口一人あたり一般財源(都道府県:2000年)

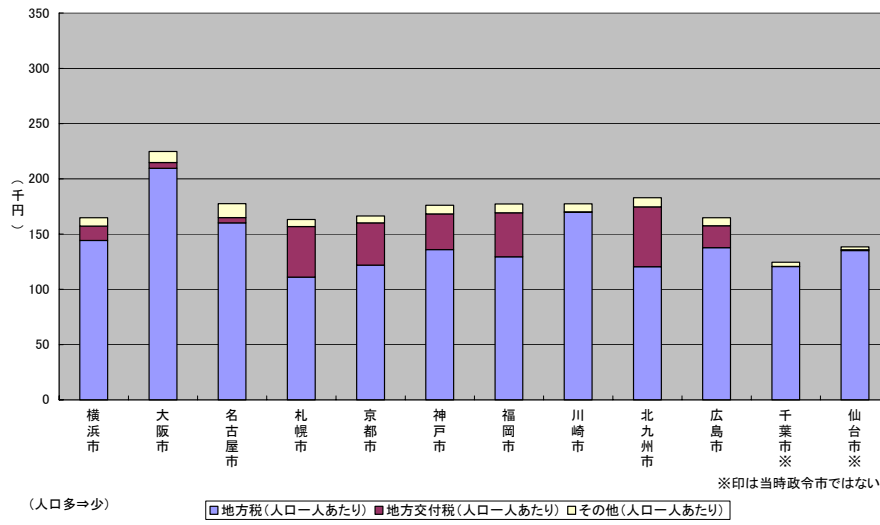


人口一人あたり一般財源(都道府県:2004年)

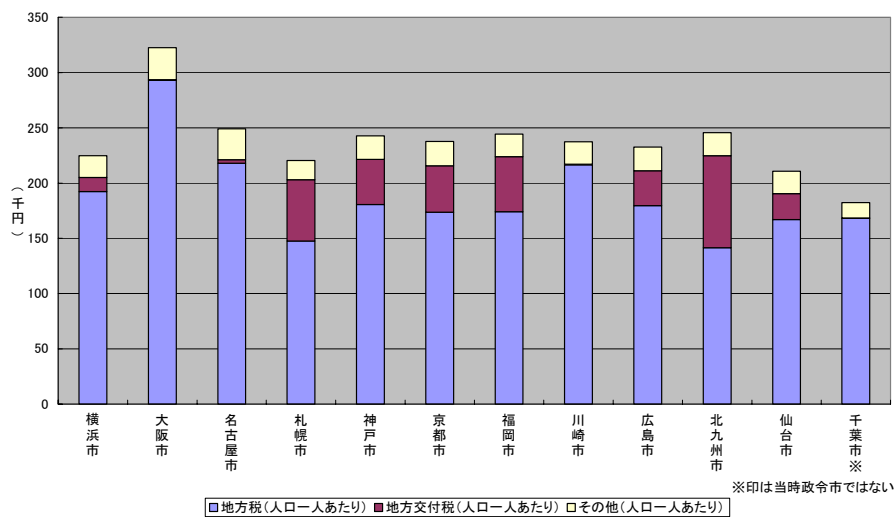


# 政令指定都市

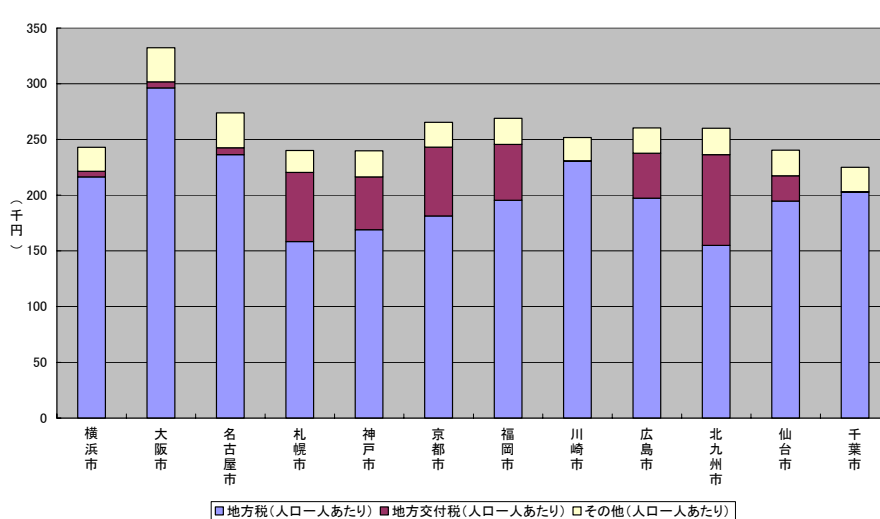
人口一人あたりの一般財源(政令市:1985年)



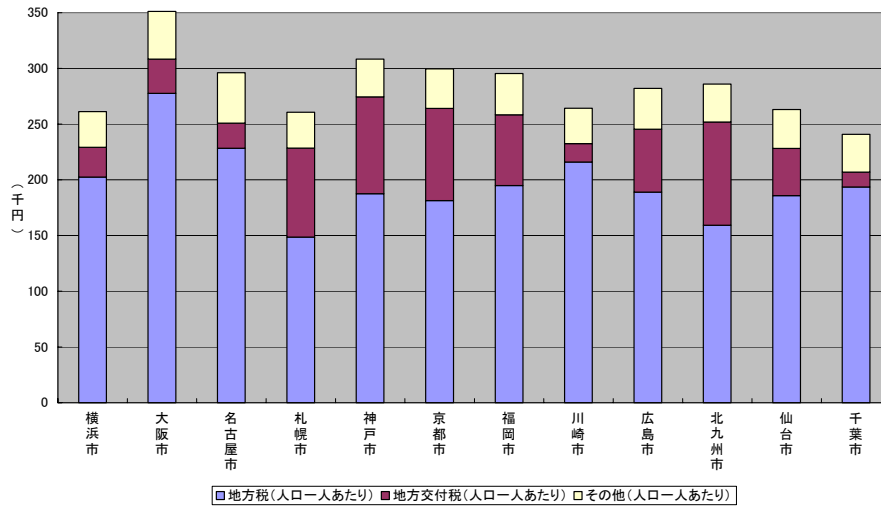
人口一人あたり一般財源(政令市:1990年)



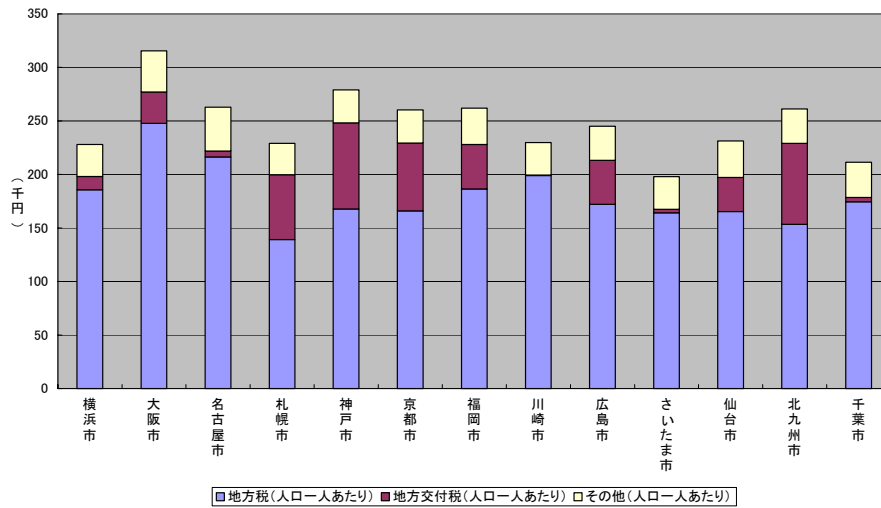
人口一人あたり一般財源(政令市:1995年)



人口一人あたり一般財源(政令市:2000年)



人口一人あたり一般財源(政令市:2004年度)



## 現行の分析指標

総務省では、総務省独特の都道府県や市町村の財政分析指標がある。地方分権 21 世紀ビジョン懇談会では、これらとは別のわかりやすい比較データについて論じた。ここでは総務省の指標による数値データについても示したい。

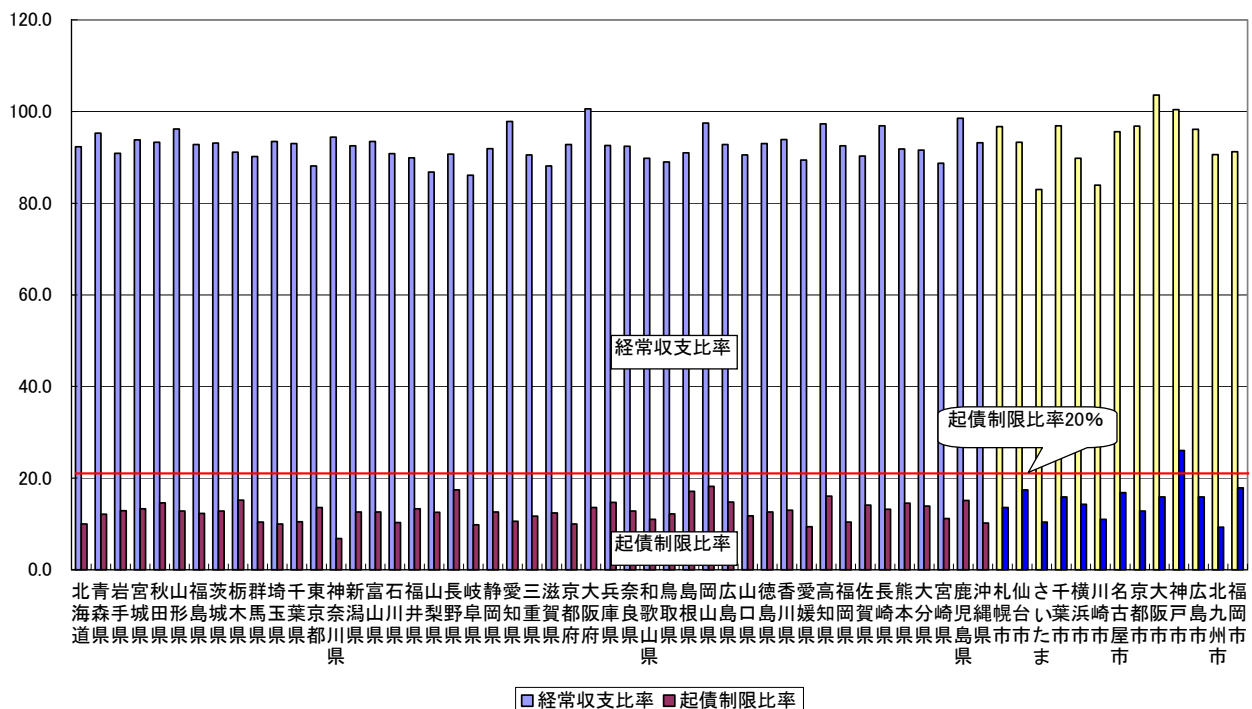
### 起債制限比率と経常収支比率

地方債の発行については、05 年度までは国の許可を必要としていた。「起債制限比率」とは、許可についての基準であり各都道府県・市町村それぞれの歳出のうちどれだけ借金返済に回されているか、示す指標である。普通会計を対象にしている。

起債制限比率が 20% を超えると原則として、単独事業の起債ができない。都道府県および政令市のうち、現状で 20% を超えているのは震災復興中の神戸市の 26.0% のみだが、都道府県では岡山県 (18.2%) や長野県 (17.4%)、政令市では福岡市 (17.9%) である。

日常の行政コストが高すぎる、という場合もある。経常収支比率とは、人件費や生活保護などの費用、借金返済など毎年経常的に出て行く費用が占める割合を示す指標で、職員などの人件費が高ければ、逆に自由に使える財源は減ることになる。カラ出張など職員厚遇問題が噴出した大阪市では、103.6% と経常経費だけで首が回らない状況がみてとれる。

都道府県及び政令市の経常収支比率・起債制限比率(2004年度決算)





## 地方債協議制と実質公債費比率

起債制限比率は普通会計のみの財政規模を対象としたもので、公営企業会計の側で借金が嵩んでいてもそれをあらかず適当な指標がなかった。

そこで地方分権一括法の施行（2000年4月）以降、実態に即した基準をつくることになった。地方交付税という国からの仕送りに依存する地方自治体は弱い立場にあり、地方債発行に自己決定権がなく総務省（総務大臣）の許可が必要だった。しかし、地方債が、地方側の自由、責任、自立にもとづいて発行するためには、いちいち総務省（総務大臣）の許可は要らない。そこで許可制から協議制へ移行することとなり、そのスタートが2006年4月とされた。

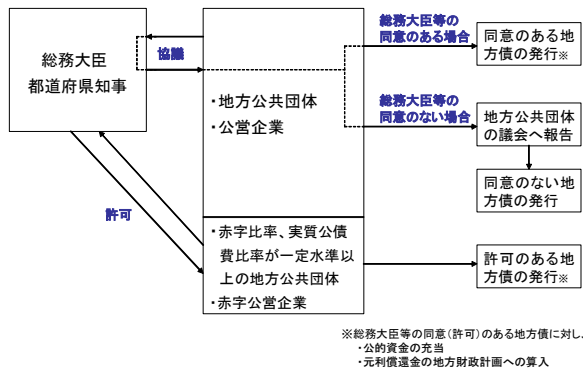
新たに普通会計と公営企業会計を一体にして借金の比率を指標化した「実質公債費比率」が用いられることになった。

実質公債費比率が18%以上になると、この協議の相手とみなされず早期是正措置として許可制度の対象にとどまる。

また、普通会計もしくは公営企業会計で「赤字比率」が財政規模に応じて一定割合以上の場合も同じである（普通会計で2.5～10%以上、公営企業で10%以上）。

いまのところ実質公債費比率については02年度～04年度（3カ年平均）の試算値はあるが、03年度～05年度のデータは作成されていない（05年度決算は06年秋に確定する）。

### 地方債協議制度のしくみ



### 地方債協議制度における早期是正措置

#### 趣旨

新しい地方債協議制度においては、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置を講ずる。

#### 早期是正措置

次の各指標が一定の水準を超える場合は、赤字・公債費負担の適正化のための計画（各指標の数値改善のための歳出削減、歳入確保等の計画）を策定、総務大臣等はこれを踏まえて許可

赤字比率（普通会計）	実質公債費比率（普通会計）	赤字比率（公営企業）
○標準財政規模に応じ、2.5～10%以上の赤字 (例) ・県、政令市、標準規模500億円以上の市:2.5%	○18%以上	○10%以上 ※赤字比率は、事業ごとに判定

### 都道府県及び政令市における赤字比率

#### 普通会計の赤字比率(04年度決算)

【都道府県】

団体名	赤字比率
大阪府	△2.0

※赤字比率=繰上充用額、支払繰延および事業繰越額の合算額／標準財政規模

【政令市】

団体名	赤字比率
京都市	△0.4

#### 公営企業会計の赤字比率(04年度決算)

【都道府県】

<交通事業>	
団体名(事業名)	赤字比率
東京都	3.1
<病院事業>	
団体名(事業名)	赤字比率
大阪府	13.8
徳島県	6.3
高知県	19.1
沖縄県	4.4

※赤字比率=資金不足額／営業収益

【政令市】

<交通事業>	
団体名(事業名)	赤字比率
札幌市(都市高速)	6.9
仙台市(都市高速)	48.0
横浜市(都市高速)	21.3
川崎市(自動車)	0.7
名古屋市(自動車)	150.1
名古屋市(都市高速)	14.2
京都市(自動車)	62.6
京都市(都市高速)	137.5
大阪市(自動車)	14.0
大阪市(都市高速+懸)	1.6
神戸市(自動車)	242.5
神戸市(都市高速)	50.0
福岡市(都市高速)	149.5

【政令市】

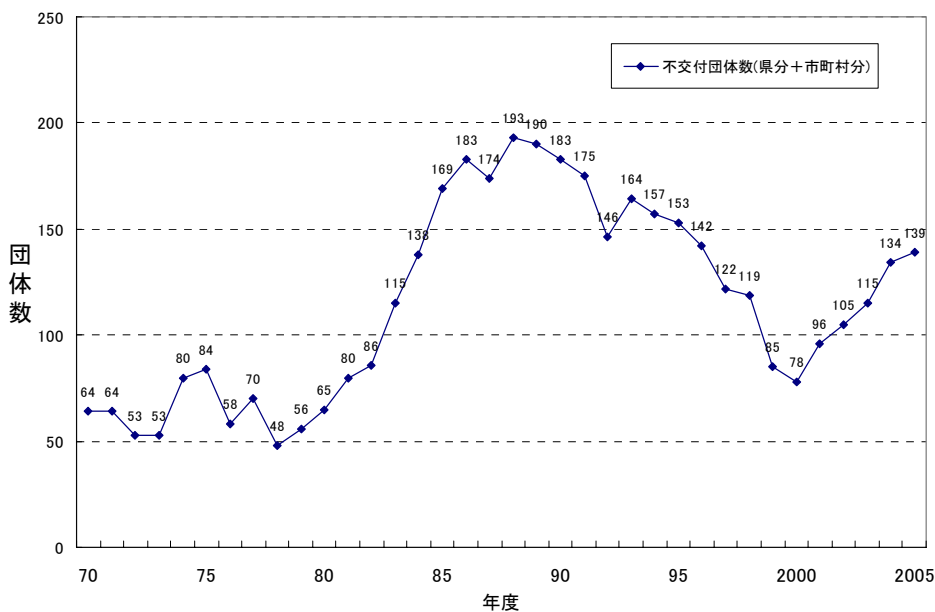
<病院事業>	
団体名(事業名)	赤字比率
川崎市	2.6
名古屋市	5.2
大阪市	33.0
神戸市	4.6
福岡市	0.4

## 不交付団体の推移

地方分権 21 世紀ビジョン懇談会の報告書では、「地方の歳出削減、税源移譲、交付税改革により、今後 3 年程度で人口 20 万人以上の自治体の半分が不交付団体となるようにすべき」「10 年後までに人口 10 万人以上の自治体の半分が不交付団体となるように目指すべき」と提言している。不交付団体数は以下で示すデータのように推移している。バブル期に 193 団体とピークを迎えた不交付団体数もバブル崩壊を期に急速に減少、2000 年度の 73 団体を底に回復しつつあるが、大都市の大阪市や名古屋市でも交付団体のままである現状は、改善されなければいけない。

### 不交付団体の推移

(当初算定ベース:1970年度以降)



### 4 都府県・政令指定都市の交付・不交付の状況 (当初算定ベース)

\*\* 交付  
不交付

項目	年度	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	2000	2001	2002	2003	2004	2005
都府県	東京都																															
	神奈川県	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**
	愛知県	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**
	大阪府	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**
政令指定都市	札幌市(47)	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	
	仙台市(元)	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	
	さいたま市(15)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	千葉市(4)	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	
	横浜市(31)	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**
	川崎市(47)	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**
	静岡市(17)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	名古屋市(31)	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**
	京都市(31)	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**
	大阪市(31)	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**
神戸市(31)	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	
市	広島市(55)				**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	
	北九州市(38)	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	
	福岡市(47)	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	
	通常の算定では不交付になるが、合併算定特例による算定では交付となる。																															

## 2. ケーススタディー

### 一人あたり一般財源の要因分析

前章で示した人口一人あたりの一般財源(04年度)の比較では、人口が少なくなるほど額が高くなる傾向があるが、例外も少なくない。データの相対比較からその要因について、以下のように総務省に質問し、比較データを得た。

総務省への質問

06年2月7日 猪瀬直樹

人口一人あたりの地方税、交付税について

1、人口一人あたりの一般財源(地方税収入+交付税収入、04年度決算)を比べると、神奈川県が13万80円であるのに対して、島根県は32万6907円と2.5倍の開きがある。財源調整の結果がこのようになるのはどうしてか。交付税の算定根拠を踏まえた理由(どのような基準による差か、その基準の考え方)を具体的にご回答いただきたい。

【回答は26ページ、[1]神奈川県VS島根県】

2、人口一人あたりの一般財源(地方税収入+交付税収入、04年度決算)を比べると、島根県(人口75万人)が32万6907円、鳥取県(人口61万人)が29万7945円と3万円の差が生じている。このような差が生じるのはどうしてか。交付税の算定根拠を踏まえた理由(どのような基準による差か、その基準の考え方)を具体的にご回答いただきたい。

【回答は26ページ、[2]島根県VS鳥取県】

3、人口一人あたりの一般財源(地方税収入+交付税収入、04年度決算)を比べると、北海道と兵庫県では、人口がほぼ同じ560万人、人口ひとりあたりの税収額も近似している(北海道9万8382円、兵庫県9万6737円)にもかかわらず、交付税額の差によって人口ひとりあたりの一般財源に5万3000円の差が生じている(北海道21万8908円、兵庫県16万5789円)。このような差が生じるのはどうしてか。交付税の算定根拠を踏まえた理由(どのような基準による差か、その基準の考え方)を具体的にご回答いただきたい。

【回答は27ページ、[3]北海道VS兵庫県】

4、人口一人あたりの一般財源(地方税収入+交付税収入、04年度決算)を比べると、さいたま市(人口105万人)が16万5266円であるのに対して、大阪市(人口150万人)は27万6397円と1.6倍である。一般的に考えれば人口がすくない団体のほうが一人当たりの人件費は高くなりそうであるところ、財政調整の結果がこのようになるのはどうしてか。交付税の算定根拠を踏まえた理由(どのような基準による差か、その基準の考え方)を具体的にご回答いただきたい。

【回答は27ページ、[4]さいたま市VS大阪市】

【下】 所得内訳と削減

1. A社の従業員に対する給与 (100万円)
給与・福利・退職給付: C社の株式 (株主優待) (取得時期)

Table with 4 columns: 1. A社の従業員に対する給与 (100万円), 2. A社の従業員に対する給与 (100万円), 3. A-D, 4. 給与内訳と削減. Includes various items like '給与', '福利', '退職給付', and '株主優待' with corresponding values and reductions.

【上】 所得内訳と削減

1. A社の従業員に対する給与 (100万円)
給与・福利・退職給付: C社の株式 (株主優待) (取得時期)

Table with 4 columns: 1. A社の従業員に対する給与 (100万円), 2. A社の従業員に対する給与 (100万円), 3. A-D, 4. 所得内訳と削減. Similar to the bottom table but with different values for '所得内訳と削減'.



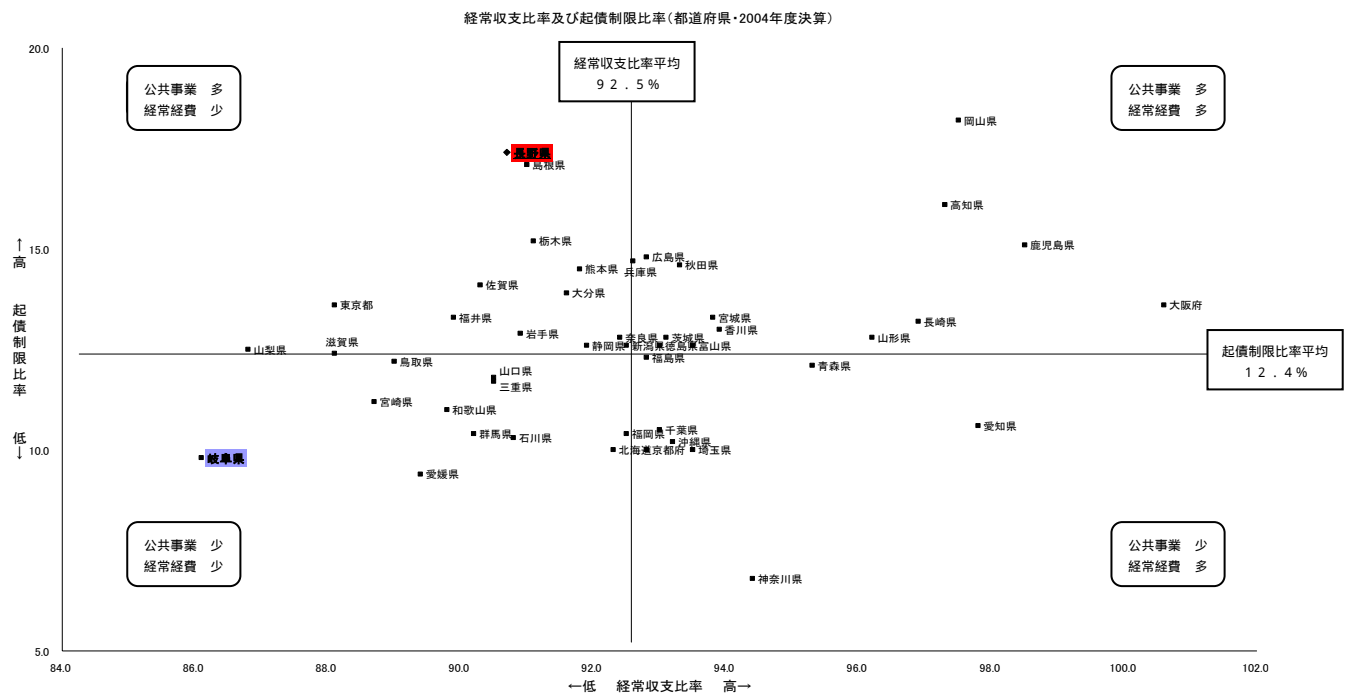


## 財政指標が対照的な地方自治体の要因分析

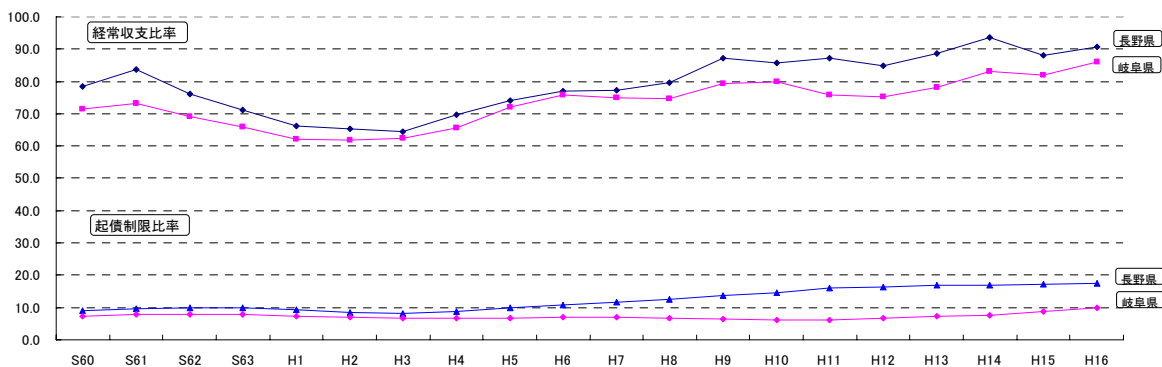
地方分権 21 世紀ビジョン懇談会では、都道府県および政令市のなかから具体的なケーススタディーによって財政分析を行った（第 8 回、第 9 回）。対象は、財政分析指標として地方債協議制スタート（06 年 4 月）により採用された実質公債費比率の試算値（02 年度～04 年度 3 年平均）から財政状況の最も厳しい県を選び、同時にその人口規模・面積・財政需要などが同レベルで、実質公債費比率のほか起債制限比率、経常収支比率でみても財政状況が上位の県と比較した。

政令指定市では福岡市が実質公債費比率がトップ、比較する都市として人口規模や地政学的位置から札幌市を選んだ。

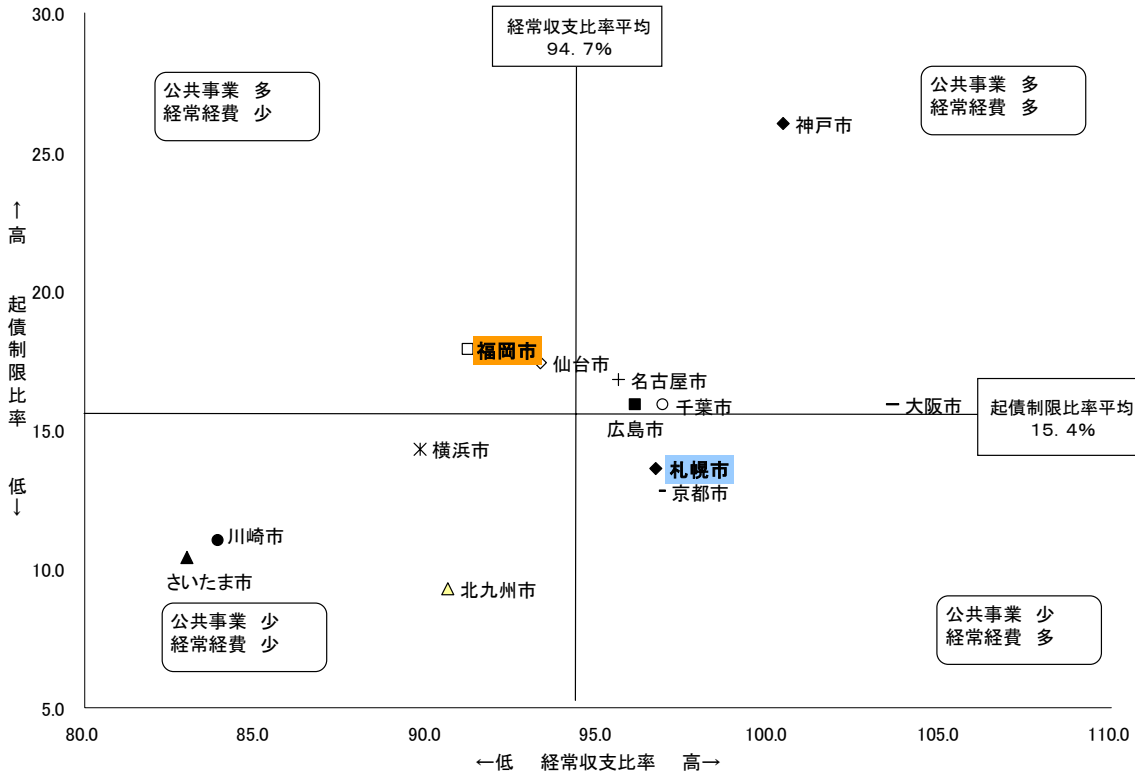
都道府県では長野県が実質公債費比率がトップ、比較する県は、人口と面積がほぼ同じで隣り合う岐阜県を選んだ。



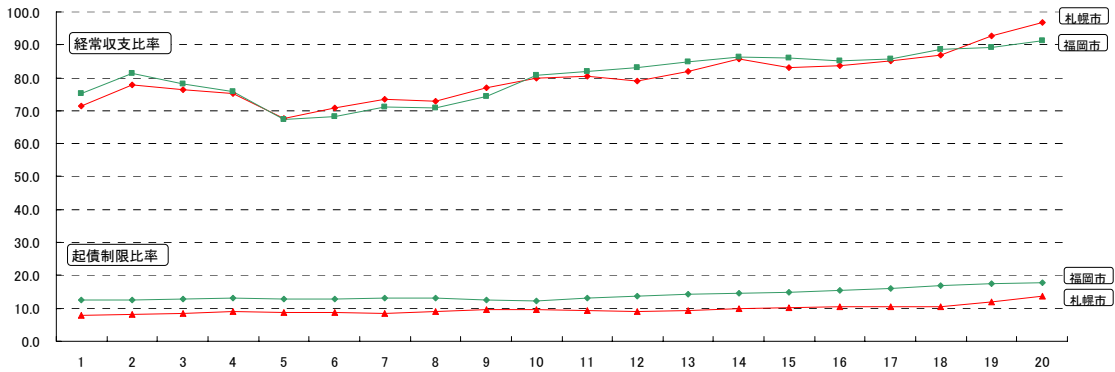
【都道府県のケーススタディー】  
 ケーススタディーの対象は、財政分析指標として地方債協議制スタートにより採用される実質公債費比率の試算値（02年度～04年度3年平均）から財政状況の最も厳しい県を選び、同時にその人口規模・面積・財政需要などが同レベルで、実質公債費比率のほか起債制限比率、経常収支比率でみても財政状況が上位の県と比較した。  
 都道府県では長野県（実質公債費比率20.1%）と岐阜県（11.3%）  
 【経常収支比率】長野県90.7%、岐阜県86.1%  
 【起債制限比率】岐阜県9.8%、長野県17.4%  
 【人口】長野県 219 万人、岐阜県 211 万人 【面積】長野県1万 2598K m<sup>2</sup>、岐阜県1万 209K m<sup>2</sup>



経常収支比率及び起債制限比率(政令市・平成16年度決算)

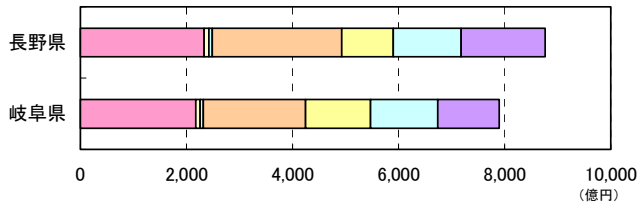


【政令市のケーススタディー】  
政令市では福岡市(実質公債費比率22.8%)と札幌市(13.0%)  
【経常収支比率】福岡市 91.2%、札幌市 96.7% 【起債制限比率】福岡市 17.9%、札幌市 13.6% 【人口】福岡市 134万人、札幌市 186万人

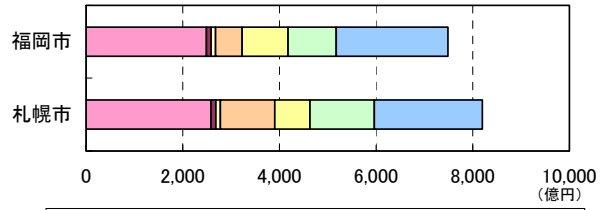


## 歳入分析

歳入内訳(長野県と岐阜県)



歳入内訳(札幌市と福岡市)

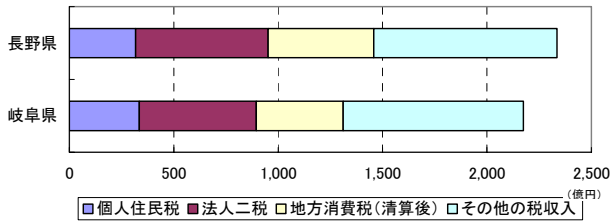


### 【歳入構造】

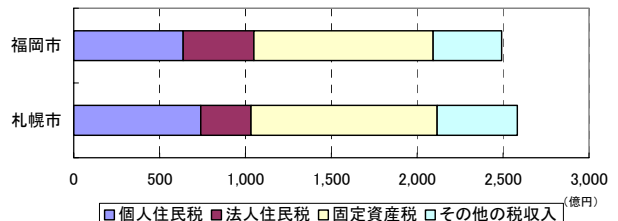
長野県の歳入(04年度決算)規模は、8762億円に対し、岐阜県では7897億円と約1割少ない。地方税収は長野県が2335億円と岐阜県の2174億円よりも約1割多く歳入総額に比例している。交付税額は2440億円と長野県が約3割多い。  
福岡市の歳入規模は7485億円で札幌市の8200億円よりも約1割少ない。地方交付税では福岡市は札幌の約半分となっている。

## 地方税収の内訳

長野県と岐阜県

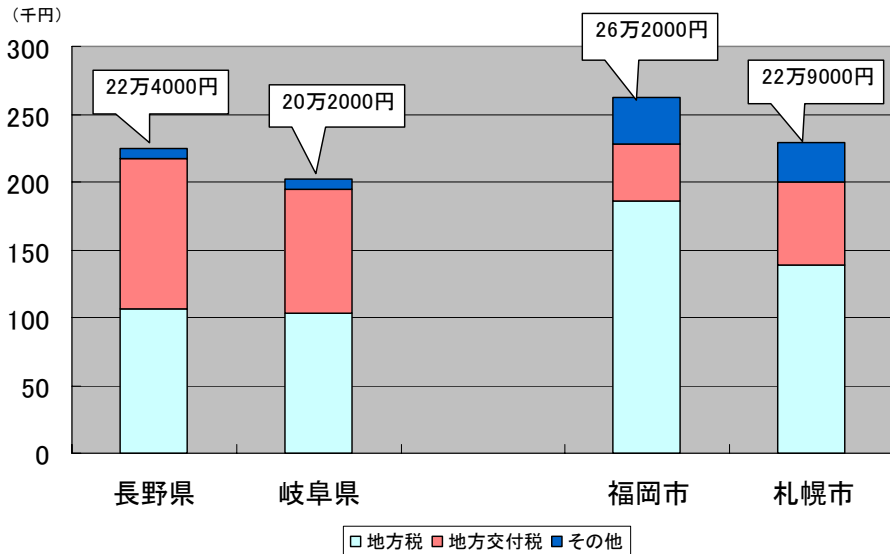


福岡市と札幌市



- (注) 1 東京都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分は控除している。  
2 個人住民税は、配当割及び株式等譲渡所得割を含む。  
3 法人二税は、法人道府県民税(均等割、法人税割)及び法人事業税の合計である。

## 人口一人あたり一般財源



人口一人あたりの地方税額では、人口・面積が同レベルの長野県と岐阜県で差が小さいのに対し、地方交付税が長野県に厚いために約1割長野県が高くなっている。  
政令市比較では、両市とも人口こそ違えど九州と北海道の中心都市という同レベルにありながら福岡市が人口一人あたりの地方税額が高い。しかし交付税によってその差が狭まっている。



歳出分析

長野県と岐阜県の財政指標の比較

●経常収支比率の状況

長野県 90.7% 岐阜県 88.1%

区分	長野県 (A)	岐阜県 (B)	比較 (A)-(B)
人件費	39.6	42.1	△ 2.5
物件費	3.3	4.0	△ 0.7
維持補修費	1.8	1.3	0.5
扶助費	1.2	0.9	0.3
補助費等	11.7	15.1	△ 3.4
公債費	32.5	22.7	9.8
貸付金	0.1	0.0	0.1
合計	90.7	86.1	4.6

人件費充当経常一般財源等  
長野県 1,985億円(42.7%)  
岐阜県 1,810億円(48.9%)

公営企業会計への補助金・負担金充当経常一般財源等  
岐阜県37億円(1.0%)  
水道事業 1億円  
病院事業 36億円

公債費充当経常一般財源等  
長野県 1,627億円(35.8%)  
岐阜県 974億円(28.3%)

(注) (%)は各区分における充当経常一般財源等の額の総額に占める割合である。

●起債制限比率の状況

長野県 17.4% 岐阜県 9.8%

歳出の内訳を見ると、岐阜県が公債費(借金返済)1000億円なのに対し長野県が1665億円と1.7倍にのぼることが効いて、経常収支比率・起債制限比率ともに長野県のほうが高くなっている。長野県は、冬季オリンピックの開催などに合わせ、1998年度をピークに地方債を発行しながら集中的に公共事業を実施してきたことから、岐阜県と比較すると起債制限比率の分子となる借金返済額が大きい。

区分	長野県 (A)	岐阜県 (B)	比較 (A)-(B)
元利償還金充当一般財源等			
平成14年度	1,614	837	777
平成15年度	1,629	945	684
平成16年度	1,625	973	652

注 元利償還金は、公営企業債分及び繰上償還分を除いたもの。

福岡市と札幌市の財政指標の比較

●経常収支比率の状況

福岡市 91.2% 札幌市 98.7%

区分	札幌市 (A)	福岡市 (B)	比較 (A)-(B)
人件費	24.3	20.7	3.6
物件費	12.2	14.6	△ 2.4
維持補修費	5.4	1.8	3.6
扶助費	11.2	10.6	0.6
補助費等	12.6	10.5	2.1
公債費	24.3	27.9	△ 3.6
貸付金等	0.0	0.0	0.0
繰出金	6.6	5.1	1.5
合計	96.7	91.2	5.5

人件費充当経常一般財源等  
札幌市 1,094億円(23.2%)  
福岡市 349億円(22.7%)

公営企業会計への補助金・負担金充当経常一般財源等  
札幌市(13.0%)  
病院事業 44億円  
交通事業 120億円  
下水道事業 277億円  
福岡市(11.5%)  
下水道事業 231億円

●起債制限比率の状況

福岡市 17.9% 札幌市 13.8%

公債費(借金返済)は、福岡市・札幌市とも1100億円台で大差ないが、全体の決算規模では福岡市が札幌市よりも大きく下回る(札幌市:8,160億円、福岡市:7,358億円)ため、起債制限比率が高くなっている。

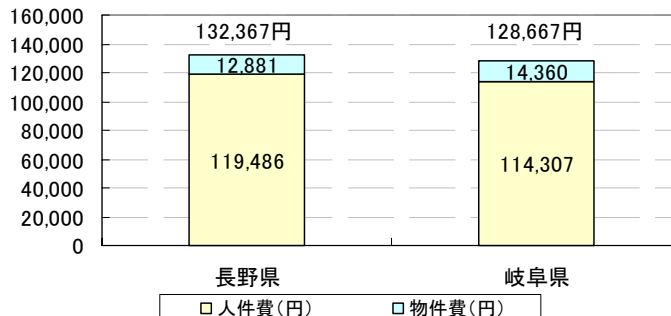
区分	札幌市 (A)	福岡市 (B)	比較 (A)-(B)
元利償還金充当一般財源等			
平成14年度	854	958	△ 104
平成15年度	1,061	974	87
平成16年度	1,064	970	84

注 元利償還金は、公営企業債分及び繰上償還分を除いたもの。

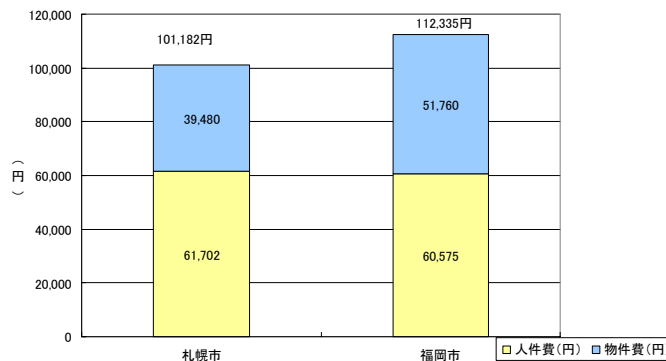
事業会計への繰出金等充当経常一般財源等  
札幌市(8.3%)  
児童特会 53億円  
介護特会 121億円  
老保特会 112億円  
福岡市(5.6%)  
国民特会 34億円  
介護特会 81億円  
老保特会 69億円

(注) (%)は各区分における充当経常一般財源等の額の総額に占める割合である。

人口一人あたり行政経費(人件費+物件費)



日常的な経費である行政経費(人件費+物件費)では、長野県と岐阜県で3700円程度の差である。



札幌市の方が歳出総額に占める人件費の額が高い(福岡市810億円、札幌市1145億円)が、人口一人あたりで見ると、その差は縮小する。しかし、両市の物件費の差は大きい。財団などにアウトソーシングで委託したケースでは委託費は物件費に計上される。この結果、人件費と物件費の合計では福岡市のほうが約1割高くなる。

## 人口一人当たり物件費

「人口一人当たりの行政経費（人件費＋物件費）」を札幌市と比較しておいた。福岡市は札幌市より高い。人件費は札幌市とほとんど同じ六万円ほどだが、物件費は札幌市が3万9000円で福岡市は5万2000円と大きな差がある。そもそも物件費とはなにか。「需要費（消耗品費、光熱費等）」や「備品購入費」などが含まれている。ところがこのなかに「委託料」の名目で別の人件費も滑り込んでいる。例えば、札幌市はゴミ収集における直営のウェイトが高いためゴミ収集委託料は人口一人当たり1300円だが、福岡市のごみ収集委託料は7600円とたいへんな差になっている。

役所の会計は、素直に「人件費」項目はだけでは比較できない。「物件費」のなかにも「賃金」という項目があり、札幌市は700円、福岡市は1200円で二倍近い。「物件費」のなかの「旅費」は、札幌市が人口一人当たり200円なのに福岡市は800円もする。

「人件費＋物件費」で一人当たりの行政経費を比較することでより実態に近づくのである。

福岡市の物件費（04年度決算）

区 分	歳出決算額（百万円）	人口一人あたり（円）	構成比（％）
賃金	1,567	1,172	2.3
旅費	1,056	790	1.5
交際費	18	14	0.0
需用費（消耗品費、光熱水費等）	11,039	8,259	16.0
役務費	1,750	1,309	2.5
備品購入費	1,271	951	1.8
委託料	45,409	33,972	65.6
施設管理費	13,021	9,741	18.8
その他	32,388	24,231	46.8
ごみ収集委託料	10,108	7,562	
予防接種委託料	1,242	929	
がん検診委託料	701	524	
使用料及び賃借料（小中学校教育用コンピュータ賃借料等）等	7,077	5,294	10.3
合 計	69,186	51,760	100.0

注 端数処理の関係で合計が一致しない箇所がある。

札幌市の物件費（04年度決算）

区 分	歳出決算額（百万円）	人口一人あたり（円）	構成比（％）
賃金	1,268	683	1.7
旅費	420	226	0.6
交際費	6	3	0.0
需用費（消耗品費、光熱水費等）	15,761	8,490	21.5
役務費	3,056	1,646	4.2
備品購入費	1,818	980	2.5
委託料	45,752	24,645	62.4
施設管理費	22,315	12,020	30.4
その他	23,437	12,625	32.0
ごみ収集委託料	2,415	1,301	
すこやか検診（老人保健事業の基本健康診査）委託料	1,678	904	
がん検診委託料	1,141	615	
予防接種委託料	1,045	563	
使用料及び賃借料（小中学校教育用コンピュータ賃借料等）等	5,212	2,807	7.1
合 計	73,292	39,480	100.0

注 端数処理の関係で合計が一致しない箇所がある。

## ラスパイレス指数

### 一般行政職におけるラスパイレス指数の推移（過去10年間）

団体名	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
長野県	103.2	102.6	102.4	102.7	102.1	102.0	102.0	95.8	93.5	93.4
岐阜県	103.2	103.2	103.0	103.1	102.7	102.4	102.2	101.6	99.7	99.5
札幌市	104.3	104.7	104.0	103.8	103.6	103.8	103.5	102.8	100.6	99.7
福岡市	105.9	105.6	105.4	105.4	105.0	104.7	104.5	104.3	101.5	101.4

（各年度の公表資料により作成）

### 技能労務職におけるラスパイレス指数の試算

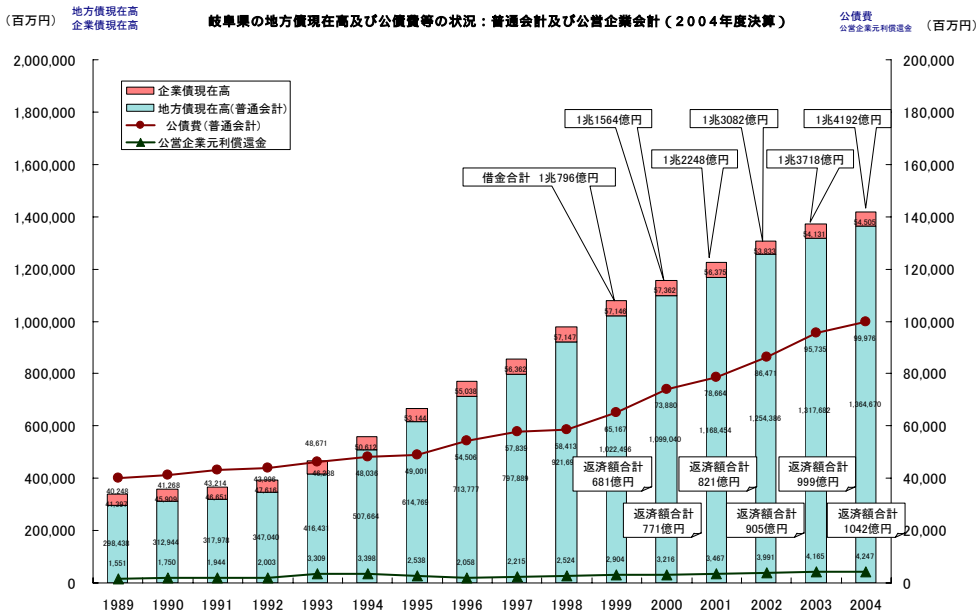
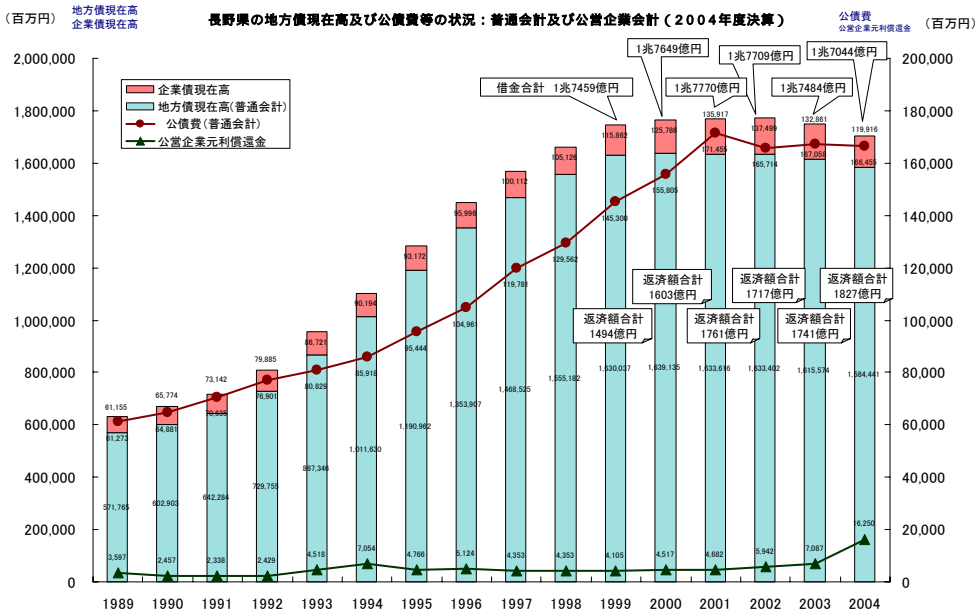
地方公共団体の技能労務職員については、清掃職員、学校給食員、火葬場に勤務する職員など、守衛、用務員、運転手等である国家公務員の行（二）職員にはない職種を多く含んでいることから、国の行（二）職員との単純比較は適切でないものであるが、仮にラスパイレス指数を試算するとすれば以下のとおり。

なお、技能労務職の具体的な給与の額については、地方公務員法及び地方公営企業労働関係法等の規定により、労働組合と当局との間の交渉によって定めることとされており、一般行政職の職員とは給与決定方式に法的な違いがある。

団体名	平成15年	平成16年	平成17年
長野県	121.5	119.0	119.4
岐阜県	113.0	110.6	110.3
札幌市	127.3	125.7	124.5
福岡市	126.0	123.8	123.9

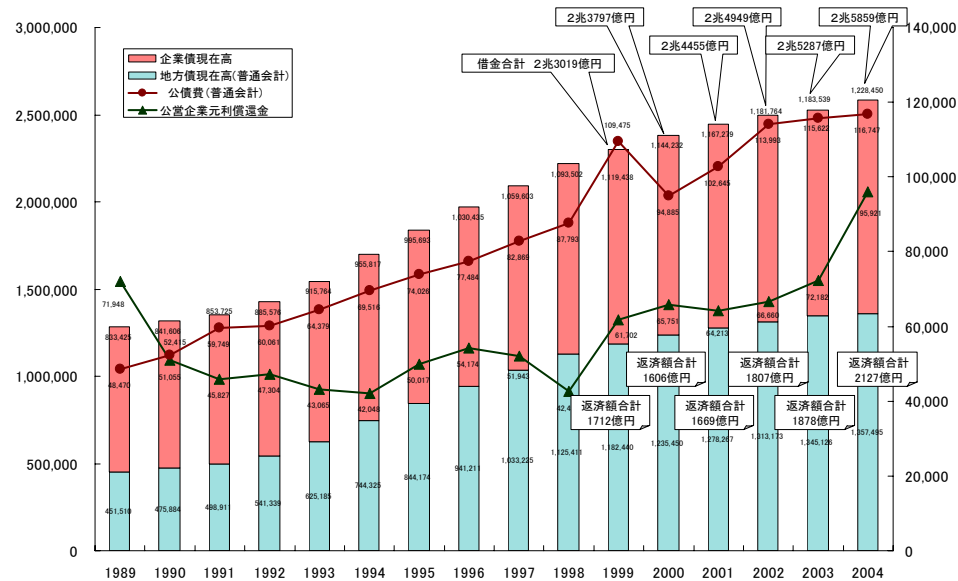
平成14年以前については、基礎データがないため技能労務職のラスパイレス指数を算出できない。

# 借金残高と借金返済額の比較

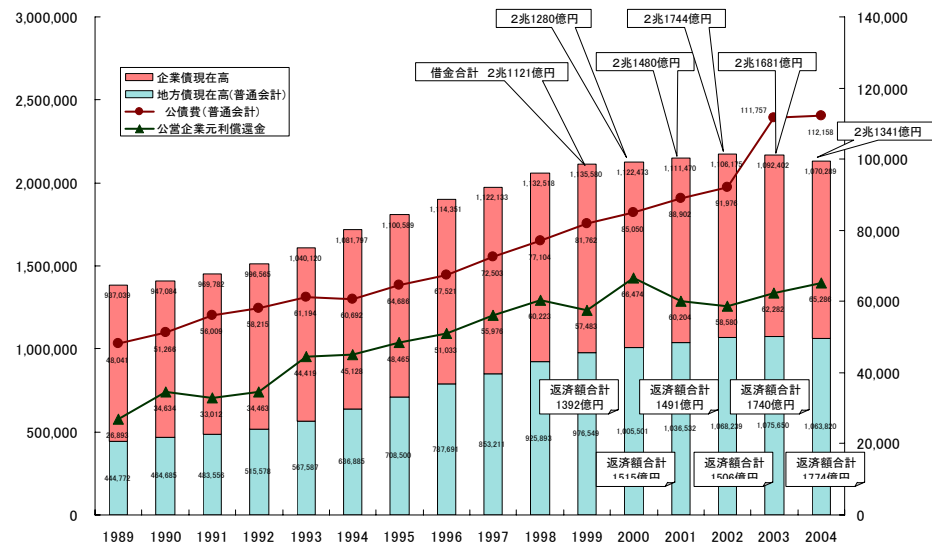


長野県の借金残高 1.7 兆円に対して、04 年度の返済額が 1827 億円となっている(残高の約 11%)、岐阜県では借金残高 1.4 兆円に対し返済額が 1042 億円(約 7%)となっている。

(百万円) 地方債現在高 企業債現在高 **福岡市の地方債現在高及び公債費等の状況：普通会計及び公営企業会計（2004年度決算）** 公債費 公営企業元利償還金 (百万円)

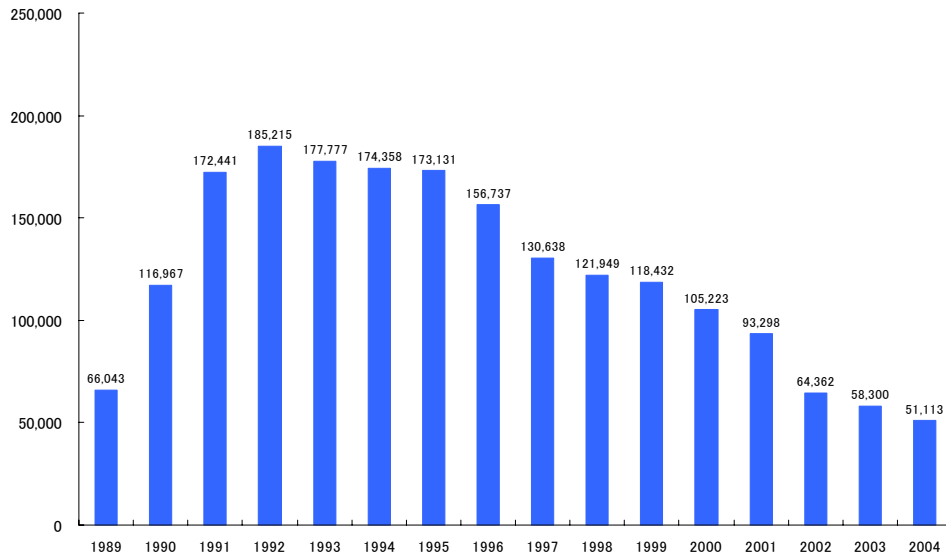


(百万円) 地方債現在高 企業債現在高 **札幌市の地方債現在高及び公債費等の状況：普通会計及び公営企業会計（2004年度決算）** 公債費 公営企業元利償還金 (百万円)

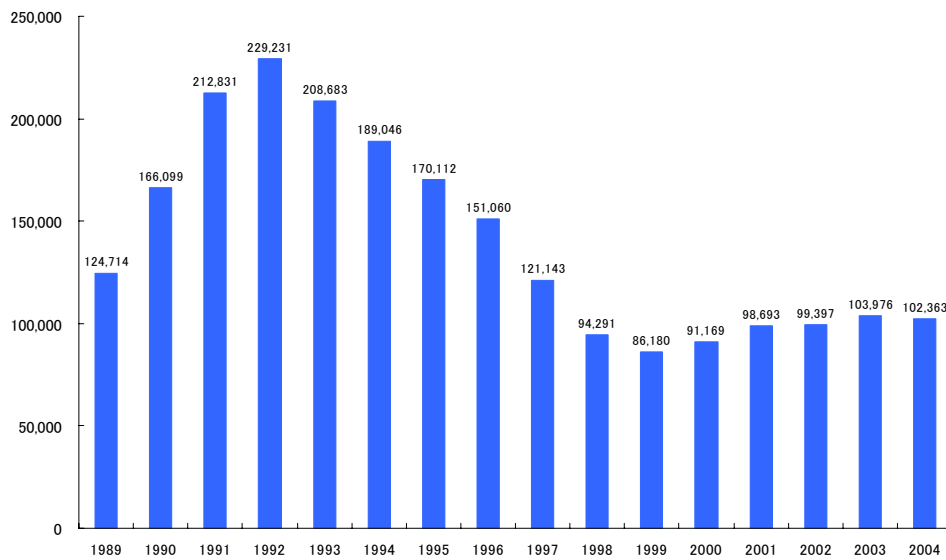


## 積立金の比較

### 長野県の積立金現在高（2004年度普通会計決算）

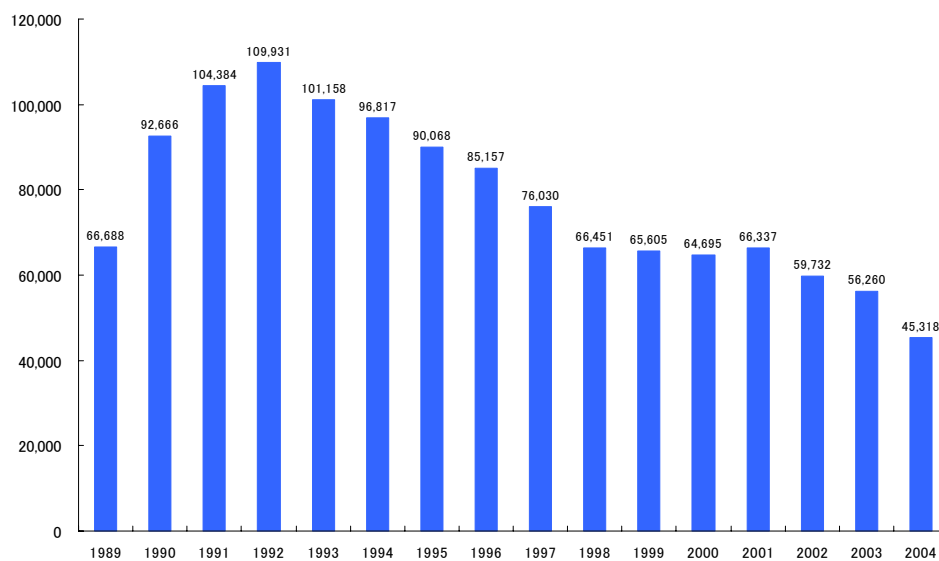


### 岐阜県の積立金現在高（2004年度普通会計決算）

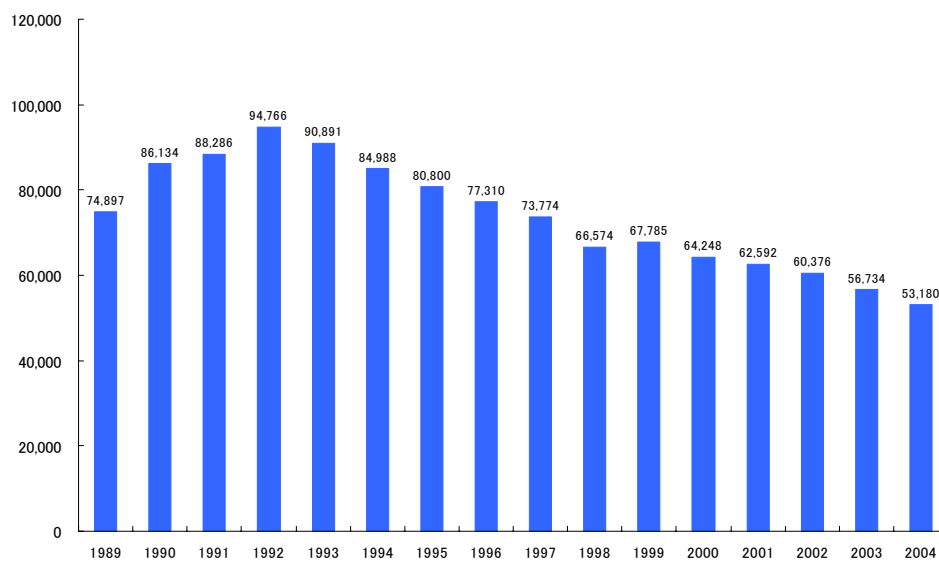


長野県の借金残高は5年間(00年度～04年度)で約500億円減少したが、積立金もほぼ同額を取り崩している。

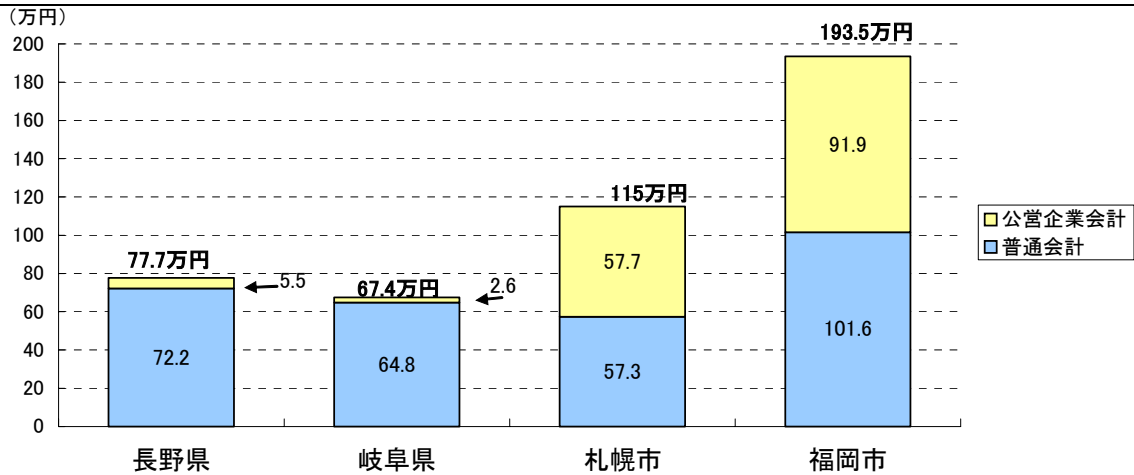
福岡市の積立金現在高（2004年度普通会計決算）



札幌市の積立金現在高（2004年度普通会計決算）



人口1人当たりの地方債残高：普通会計及び公営企業会計（2004年度決算）



福岡市は普通会計の借金残高は1.4兆円だが、公営企業会計をあわせると2.6兆円、札幌市は普通会計で1.1兆円の借金残高に対して公営企業会計を含めると2.1兆円。人口一人あたりでは、福岡市は札幌市の約2倍の借金を背負っていることになる。

将来にわたる実質的な財政負担の状況（平成16年度末現在）

区分	長野県	岐阜県	札幌市	福岡市
地方債現在高 (A)	1,584,441	1,364,670	1,063,820	1,357,495
債務負担行為額 (B)	91,585	167,524	36,363	145,064
積立金現在高 (C)	51,113	102,363	53,180	45,318
財政調整基金	14,242	8,731	13,711	5,249
減債基金	21,509	32,625	6,736	8,003
その他特定目的基金	15,362	61,007	32,733	32,066
(A)+(B)	1,676,026	1,532,194	1,100,183	1,502,559
(A)+(B)-(C) (D)	1,624,913	1,429,830	1,047,002	1,457,241
住民基本台帳登録人口 (E)	2,193,419	2,106,293	1,856,442	1,336,666
(D)÷(E)	0.74	0.68	0.56	1.09

(注1) 地方債現在高には、特定資金公共投資事業債を含まない。

(注2) 端数処理の関係で合計が一致しない箇所がある。



### 3. 財務のチェック

#### マーケットのチェック

地方分権や財投改革で、地方自治体の自己責任による財政運営を進めるため市場で公募する資金調達が広がりつつあり、市場公募地方債の発行額は6兆円規模にのぼる(40ページ、[資料1]参照)。全国型市場公募債を発行している地方自治体は38団体で、毎月10前後の自治体が発行している。では市場公募債について、これまで示してきたような財政状態のばらつきをマーケットはどのように評価しているのだろうか。地方分権21世紀ビジョン懇談会では、以下のように総務省に質問をした。

総務省への質問

06年2月20日 猪瀬直樹

都道府県および政令市が直近一年間に発行した地方債について、銘柄、発行日、償還日、発行額、表面利率、応募者利回りを一覧にしてご回答いただきたい。

これに対し総務省から得た回答「最近1年間の市場公募地方債の発行状況について」(41ページ~43ページ、[資料2]参照)では、各月に発行されたいずれの市場公募地方債(10年債)でも、東京都債と横浜市債以外はすべて応募者利回りが同じ数値となっていた。

カルテルでもないかぎり、経営内容の異なる複数の会社が発行する債券の利回り(価格)がまったく同じになるということは、市場では通常考えられない。

直近でも市場公募地方債(06年2月債)を発行した地方自治体は北海道、東京都、神奈川県、大阪府、大阪市、横浜市、神戸市、福岡市の8都府県・政令市だった(43ページ、[資料3])。このうち東京都と横浜市を除く6府県・政令市については、総務省が2月3日に発行条件を発表しており、やはりすべて同じ1.617パーセントだという(44ページ、[資料4])。どうやら発行条件決定に総務省が関与しているようである。

では、これら6府県・政令市がこの06年2月債以前の直近に発行した市場公募地方債の流通利回り(流通価格)も同じなのか。さらに以下のように質問をした。

総務省への質問

06年2月27日 猪瀬直樹

都道府県および政令市が2月に発行した市場公募地方債(10年債)の銘柄名、発行日、発行額、発行利率、応募者利回りを明らかにしていただきたい。またその発行体が2月以前の直近で発行した市場公募地方債(10年債)について、2月1日から2月債発行日の前後1週間の流通利回りを明らかにしていただきたい。

総務省が提出してきた「平成18年2月債発行団体の直近債の流通利回り」(45ページ、[資料5])の表から作成した折れ線グラフ(45ページ、[資料6])みると、6府県・政令市の市場公募債の流通利回りは、それぞればらばらに動いている。発表された2月3日前後(2月1日～28日)には2月以前に発行された直近の市場公募債の流通利回りは、東京都債がもっとも低く、他の6府県・政令市もそれぞれ変動している。

つまり経営内容の異なる複数の会社が発行する債券の利回り(価格)を統一条件で発行しても、結果としてはバラバラになることが証明されている。

第4回地方分権21世紀ビジョン懇談会(3月1日)で、この点を総務省に説明を求めると、市場公募債を発行している35都道府県・市のうち、東京都と横浜市を除く33道府県・市は金融機関(引受シンジケート団)との発行条件交渉を総務省に委任する「統一条件交渉方式」をとっていた。同じ利率で発行することを前提に、引受シンジケート団(交渉窓口はみずほコーポレート銀行)と交渉をし、条件を決定しているから、発行条件がまったく同一になったと答えている。

地方分権21世紀ビジョン懇談会はこれを受けて地方債発行においても「地方の自主性に委ねられ、資本市場において各自治体の信用力に応じた地方債の格付けが行われる」よう「統一交渉を即時に全廃すべき」(報告書)と提案することとなった。

## [資料1]直近5年間の市場公募地方債の発行規模・発行残高

(1)発行規模

(単位:億円)

	平成13年度発行	平成14年度発行	平成15年度発行	平成16年度発行	平成17年度発行
総額	22,250	28,366	46,212	56,596	61,895
(内訳)					
10年債	17,940	20,580	32,180	39,200	42,180
5年債	4,300	6,150	10,450	12,320	13,020
超長期債 (15年、20年及び30年債)	0	0	900	1,800	3,250
住民公募債	10	1,636	2,682	3,276	3,445

(2)発行残高

(単位:億円)

	平成13年度末	平成14年度末	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
発行残高	168,198	192,573	215,189	252,169	—

**[資料2]最近一年間の市場公募債の発行状況について(10年債)**

**05年 1月発行市場公募地方債**

銘柄名	発行 年/月/日	償還 年/月/日	発行額 (百万円)	利率 (%)	応募者 利回り(%)
埼玉県平成16年度第6回公募債	17/1/28	27/1/28	25,000	1.40	1.463
東京都公募債第617回	17/1/27	26/12/19	80,000	1.40	1.406
神奈川県第130回公募債	17/1/28	27/1/28	30,000	1.40	1.463
第274回大阪府公募債(10年)	17/1/28	27/1/28	20,000	1.40	1.463
兵庫県平成16年度第12回公募債	17/1/26	27/1/26	20,000	1.40	1.463
千葉市平成16年度第2回公募債	17/1/27	27/1/27	20,000	1.40	1.463
大阪市平成16年度第8回公募債	17/1/27	27/1/27	30,000	1.40	1.463

**05年 2月発行市場公募地方債**

銘柄名	発行 年/月/日	償還 年/月/日	発行額 (百万円)	利率 (%)	応募者 利回り(%)
北海道平成16年度第11回公募債	17/2/25	27/2/25	20,000	1.30	1.396
千葉県平成16年度第8回公募債	17/2/25	27/2/25	25,000	1.30	1.396
東京都公募債第618回	17/2/24	26/12/19	80,000	1.45	1.458
第275回大阪府公募債(10年)	17/2/25	27/2/25	20,000	1.30	1.396
兵庫県平成16年度第13回公募債	17/2/24	27/2/24	30,000	1.30	1.396
広島県平成16年度第1回公募債	17/2/25	27/2/25	20,000	1.30	1.396
福岡県平成16年度第3回公募債	17/2/24	27/2/24	40,000	1.30	1.396
横浜市平成16年度第4回公募債	17/2/17	26/12/22	35,000	1.38	1.400
福岡市平成16年度第6回公募債	17/2/24	27/2/24	10,000	1.30	1.396

**05年 3月発行市場公募地方債**

銘柄名	発行 年/月/日	償還 年/月/日	発行額 (百万円)	利率 (%)	応募者 利回り(%)
千葉県平成16年度第9回公募債	17/3/25	27/3/25	12,000	1.50	1.581
東京都公募債第619回	17/3/25	27/3/20	80,000	1.53	1.535
神奈川県131回公募債	17/3/31	27/3/31	30,000	1.50	1.581
第276回大阪府公募債(10年)	17/3/30	27/3/30	20,000	1.50	1.581
広島県平成16年度第2回公募債	17/3/25	27/3/25	20,000	1.50	1.581
札幌市平成16年度第7回公募債	17/3/25	27/3/25	10,000	1.50	1.581
名古屋市第12回心号公募債(10年)	17/3/23	27/3/23	25,000	1.50	1.581
大阪市平成16年度第12回公募債	17/3/24	27/3/24	30,000	1.50	1.581
神戸市平成16年度第10回公募債	17/3/30	27/3/30	20,000	1.50	1.581

**05年 4月発行市場公募地方債**

銘柄名	発行 年/月/日	償還 年/月/日	発行額 (百万円)	利率 (%)	応募者 利回り(%)
北海道平成17年度第1回公募債	17/4/28	27/4/28	30,000	1.40	1.428
埼玉県平成17年度第1回公募債	17/4/27	27/4/27	25,000	1.40	1.428
東京都公募債第620回	17/4/26	27/3/20	90,000	1.35	1.359
神奈川県132回公募債	17/4/22	27/4/22	20,000	1.40	1.428
愛知県平成17年度第1回公募債	17/4/27	27/4/27	30,000	1.40	1.428
第277回大阪府公募債(10年)	17/4/27	27/4/27	20,000	1.40	1.428
兵庫県平成17年度第2回公募債	17/4/27	27/4/27	20,000	1.40	1.428

**05年 5月発行市場公募地方債**

銘柄名	発行 年/月/日	償還 年/月/日	発行額 (百万円)	利率 (%)	応募者 利回り(%)
埼玉県平成17年度第2回公募債	17/5/27	27/5/27	20,000	1.30	1.373
千葉県平成17年度第1回公募債	17/5/30	27/5/25	25,000	1.30	1.373
東京都公募債第621回	17/5/26	27/3/20	90,000	1.37	1.373
静岡県平成17年度第1回公募債	17/5/27	27/5/27	20,000	1.30	1.373
愛知県平成17年度第2回公募債	17/5/27	27/5/27	35,000	1.30	1.373
第278回大阪府公募債(10年)	17/5/30	27/5/29	20,000	1.30	1.373
兵庫県平成17年度第3回公募債	17/5/26	27/5/26	20,000	1.30	1.373
横浜市平成17年度第1回公募債	17/5/19	27/3/20	40,000	1.30	1.307

05年 6月発行市場公募地方債

銘柄名	発行年/月/日	償還年/月/日	発行額(百万円)	利率(%)	応募者利回り(%)
北海道平成17年度第4回公募債	17/6/30	27/6/30	30,000	1.30	1.322
千葉県平成17年度第2回公募債	17/6/24	27/6/25	25,000	1.30	1.322
東京都公募債第622回	17/6/24	27/6/19	60,000	1.28	1.289
神奈川県第133回公募債	17/6/30	27/6/30	20,000	1.30	1.322
平成17年度静岡県第2回公募債	17/6/24	27/6/24	20,000	1.30	1.322
第279回大阪府公募債(10年)	17/6/29	27/6/29	20,000	1.30	1.322
兵庫県平成17年度第4回公募債	17/6/29	27/6/29	20,000	1.30	1.322
札幌市平成17年度第1回公募債	17/6/24	27/6/24	10,000	1.30	1.322
大阪市平成17年度第1回公募債	17/6/23	27/6/23	20,000	1.30	1.322

05年 7月発行市場公募地方債

銘柄名	発行年/月/日	償還年/月/日	発行額(百万円)	利率(%)	応募者利回り(%)
埼玉県平成17年度第3回公募債	17/7/28	27/7/28	20,000	1.30	1.311
東京都公募債第623回	17/7/27	27/6/19	60,000	1.31	1.311
新潟県平成17年度第1回公募債	17/7/29	27/7/29	30,000	1.30	1.311
第280回大阪府公募債(10年)	17/7/28	27/7/28	20,000	1.30	1.311
兵庫県平成17年度第6回公募債	17/7/27	27/7/27	20,000	1.30	1.311
名古屋市第12回ひ号公募債(10年)	17/7/21	27/7/21	20,000	1.30	1.311
大阪市平成17年度第3回公募債	17/7/28	27/7/28	30,000	1.30	1.311

05年 8月発行市場公募地方債

銘柄名	発行年/月/日	償還年/月/日	発行額(百万円)	利率(%)	応募者利回り(%)
北海道平成17年度第6回公募債	17/8/31	27/8/31	30,000	1.40	1.445
埼玉県平成17年度第4回公募債	17/8/26	27/8/26	20,000	1.40	1.445
東京都公募債第624回	17/8/22	27/6/19	60,000	1.50	1.500
神奈川県第134回公募債	17/8/26	27/8/26	20,000	1.40	1.445
第281回大阪府公募債	17/8/30	27/8/28	20,000	1.40	1.445
兵庫県平成17年度第7回公募債	17/8/24	27/8/24	20,000	1.40	1.445
広島県平成17年度第1回公募債	17/8/25	27/8/25	20,000	1.40	1.445
福岡県平成17年度第1回公募債	17/8/26	27/8/26	20,000	1.40	1.445
横浜市平成17年度第2回公募債	17/8/15	27/6/22	40,000	1.34	1.340
京都市平成17年度第1回公募債	17/8/25	27/8/25	10,000	1.40	1.445
大阪市平成17年度第4回公募債	17/8/25	27/8/25	20,000	1.40	1.445

05年 9月発行市場公募地方債

銘柄名	発行年/月/日	償還年/月/日	発行額(百万円)	利率(%)	応募者利回り(%)
埼玉県平成17年度第5回公募債	17/9/29	27/9/29	20,000	1.40	1.405
東京都公募債第625回	17/9/28	27/9/18	70,000	1.41	1.411
京都府平成17年度第2回公募債	17/9/28	27/9/28	20,000	1.40	1.405
第282回大阪府公募債(10年)	17/9/29	27/9/29	20,000	1.40	1.405
兵庫県平成17年度第8回公募債	17/9/28	27/9/28	20,000	1.40	1.405
札幌市平成17年度第4回公募債	17/9/30	27/9/30	10,000	1.40	1.405
第77回川崎市公募債	17/9/28	27/9/28	10,000	1.40	1.405
名古屋市第12回せ号公募債	17/9/28	27/9/28	20,000	1.40	1.405
大阪市平成17年度第7回公募債	17/9/29	27/9/29	20,000	1.40	1.405

05年 10月発行市場公募地方債

銘柄名	発行年/月/日	償還年/月/日	発行額(百万円)	利率(%)	応募者利回り(%)
千葉県平成17年度第5回公募債	17/10/25	27/10/23	25,000	1.60	1.611
東京都公募債第626回	17/10/25	27/9/18	70,000	1.60	1.600
神奈川県第135回公募債	17/10/28	27/10/28	20,000	1.60	1.611
静岡県平成17年度第4回公募債	17/10/27	27/10/27	20,000	1.60	1.611
愛知県平成17年度第4回公募債(10年)	17/10/27	27/10/27	35,000	1.60	1.611
第283回大阪府公募債(10年)	17/10/28	27/10/28	20,000	1.60	1.611
熊本県平成17年度第2回公募債(10年)	17/10/28	27/10/28	20,000	1.60	1.611
鹿児島県平成17年度第1回公募債(10年)	17/10/31	27/10/30	20,000	1.60	1.611
大阪市平成17年度第8回公募債	17/10/27	27/10/27	20,000	1.60	1.611

05年 11月発行市場公募地方債

銘柄名	発行年/月/日	償還年/月/日	発行額(百万円)	利率(%)	応募者利回り(%)
群馬県公募債(10年)第2回	17/11/25	27/11/25	20,000	1.60	1.634
埼玉県平成17年度第6回公募債	17/11/25	27/11/25	20,000	1.60	1.634
東京都公募債第627回	17/11/25	27/9/18	70,000	1.52	1.525
新潟県平成17年度第2回公募債	17/11/24	27/11/24	30,000	1.60	1.634
静岡県平成17年度第5回公募債	17/11/25	27/11/25	20,000	1.60	1.634
第284回大阪府公募債(10年)	17/11/29	27/11/27	20,000	1.60	1.634
兵庫県平成17年度第9回公募債	17/11/30	27/11/30	20,000	1.60	1.634
千葉市平成17年度第2回公募債	17/11/22	27/11/20	20,000	1.60	1.634
横浜市平成17年度第3回公募債	17/11/15	27/9/22	40,000	1.60	1.606
静岡市平成17年度第1回公募債	17/11/25	27/11/25	10,000	1.60	1.634
神戸市平成17年度第10回公募債	17/11/24	27/11/24	10,000	1.60	1.634
福岡市平成17年度第3回公募債	17/11/30	27/11/30	10,000	1.60	1.634

05年 12月発行市場公募地方債

銘柄名	発行年/月/日	償還年/月/日	発行額(百万円)	利率(%)	応募者利回り(%)
北海道平成17年度第9回公募債	17/12/22	27/12/22	30,000	1.50	1.528
千葉県平成17年度第7回公募債	17/12/26	27/12/26	25,000	1.50	1.528
東京都公募債第628回	17/12/26	27/12/18	70,000	1.59	1.591
神奈川県第136回公募債	17/12/28	27/12/28	20,000	1.50	1.528
京都府平成17年度第3回公募債	17/12/22	27/12/22	20,000	1.50	1.528
第285回大阪府公募債(10年)	17/12/27	27/12/25	20,000	1.50	1.528
札幌市平成17年度第6回公募債	17/12/22	27/12/22	10,000	1.50	1.528
さいたま市第3回公募債	17/12/22	27/12/22	10,000	1.50	1.528
広島市平成17年度第1回公募債	17/12/22	27/12/22	20,000	1.50	1.528
北九州市平成17年度第2回公募債	17/12/22	27/12/22	25,000	1.50	1.528

06年 1月発行市場公募地方債

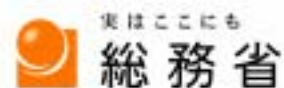
銘柄名	発行年/月/日	償還年/月/日	発行額(百万円)	利率(%)	応募者利回り(%)
埼玉県平成17年度第7回公募債	18/1/27	28/1/27	20,000	1.50	1.517
東京都公募債(10年)第629回	18/1/27	27/12/18	70,000	1.45	1.459
第286回大阪府公募債(10年)	18/1/30	28/1/29	20,000	1.50	1.517
兵庫県平成17年度第11回公募債	18/1/31	28/1/29	20,000	1.50	1.517
広島県平成17年度第2回公募債	18/1/31	28/1/29	20,000	1.50	1.517
福岡県平成17年度第5回公募債	18/1/27	28/1/27	30,000	1.50	1.517
大阪市平成17年度第10回公募債	18/1/26	28/1/26	30,000	1.50	1.517

[資料3]平成18年2月発行 市場公募地方債銘柄一覧(10年債)

銘柄名	発行日	発行額	発行利率	応募者利回り
北海道平成17年度第12回公募債	2月24日(金)	300	1.6	1.617
東京都公募債(10年)第630回	2月24日(金)	700	1.63	1.636
神奈川県第137回公募債	2月23日(木)	200	1.6	1.617
第287回大阪府公募債(10年)	2月27日(月)	200	1.6	1.617
大阪市平成17年度第11回公募債	2月23日(木)	200	1.6	1.617
横浜市平成17年度第4回公募債	2月14日(火)	400	1.52	1.541
神戸市平成17年度第13回公募債	2月23日(木)	200	1.6	1.617
福岡市平成17年度第5回公募債	2月22日(水)	200	1.6	1.617
第35回共同発行市場公募地方債	2月24日(金)	1090	1.6	1.617

[資料4] 総務省発表資料(06年2月3日付)

報道資料



MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成18年2月3日

市場公募地方債(2月債)の発行条件等

平成18年2月に発行される下記1.の市場公募地方債の発行条件は同2.のとおりです。

1. 発行日及び発行額

(単位:億円)

	団体	発行日	発行額
10年債	北海道	2月24日(金)	300
	神奈川県	2月23日(木)	200
	大阪府	2月27日(月)	200
	大阪市	2月23日(木)	200
	神戸市	2月23日(木)	200
	福岡市	2月22日(水)	200
			10年債計 1,300

2. 発行条件

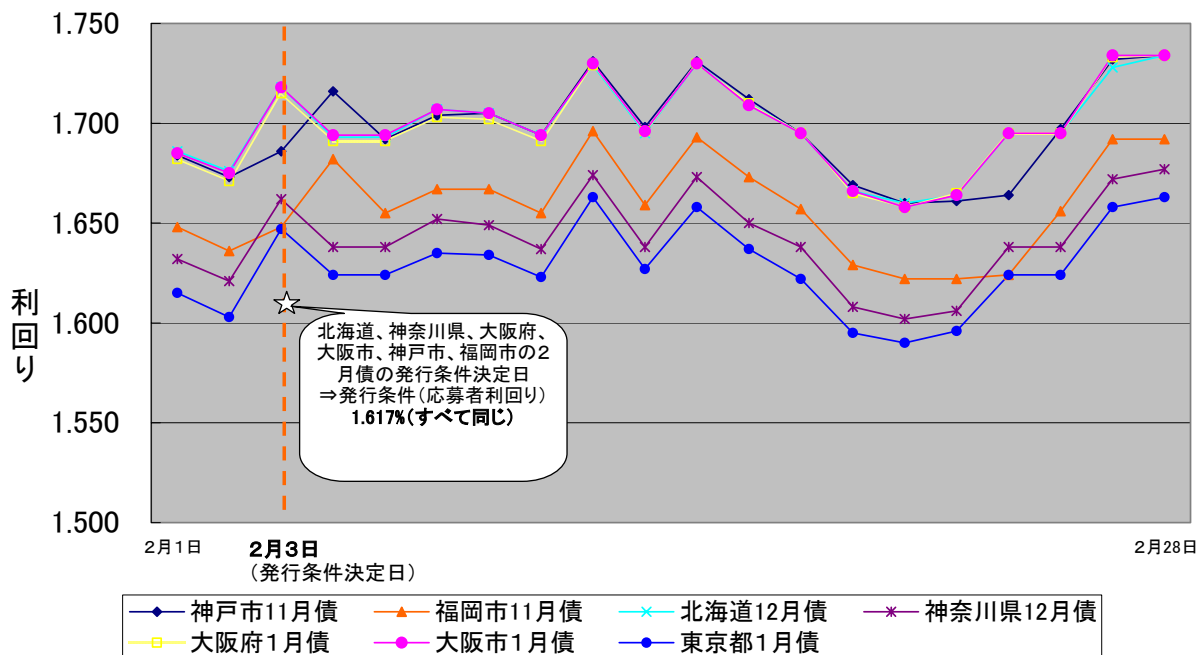
	一般地方債 <10年>
表面利率	1.6%
発行価格	99円85銭
応募者利回り	1.617%

[資料5] 平成18年2月債発行団体の直近債(17年12月債及び18年1月債)の流通利回り(店頭売買参考統計値)

種別	17年11月債		17年11月債		17年11月債		17年12月債		17年12月債		18年1月債		18年1月債		18年1月債	
銘柄名	神戸市平成17年度第10回公募債		横浜市平成17年度第3回公募債		福岡市平成17年度第3回公募債		北海道平成17年度第9回公募債		神奈川県第136回公募債		東京都公募債(10年)第629回		第286回大阪府公募債(10年)		大阪市平成17年度第10回公募債	
発行日	H17.11.24		H17.11.15		H17.11.30		H17.12.22		H17.12.22		H18.1.27		H18.1.30		H18.1.26	
償還日	H27.11.24		H27.9.22		H27.11.30		H27.12.22		H17.12.22		H27.12.18		H28.1.29		H28.1.26	
発行額(億円)	100		400		100		300		300		700		200		300	
発行価格	99.70		99.94		99.70		99.75		99.75		99.92		99.85		99.85	
表面利率(%)	1.600		1.600		1.600		1.500		1.500		1.450		1.500		1.500	
応募者利回(%)	1.634		1.607		1.634		1.528		1.528		1.459		1.517		1.517	
償還方式	満期一括		満期一括		満期一括		満期一括		満期一括		満期一括		満期一括		満期一括	
基準値発表日	単価	複利利回	単価	複利利回	単価	複利利回	単価	複利利回	単価	複利利回	単価	複利利回	単価	複利利回	単価	複利利回
H18.2.1	99.24	1.684	99.84	1.617	99.56	1.648	98.31	1.686	98.79	1.632	98.490	1.615	98.33	1.682	98.300	1.685
H18.2.2	99.34	1.673	99.94	1.606	99.67	1.636	98.40	1.676	98.89	1.621	98.60	1.603	98.43	1.671	98.390	1.675
H18.2.3	99.22	1.686	99.83	1.619	99.56	1.648	98.02	1.718	98.52	1.662	98.21	1.647	98.03	1.715	98.000	1.718
H18.2.6	98.95	1.716	99.55	1.650	99.26	1.682	98.25	1.693	98.74	1.638	98.42	1.624	98.25	1.691	98.220	1.694
H18.2.7	99.17	1.692	99.76	1.627	99.50	1.655	98.25	1.693	98.74	1.638	98.42	1.624	98.25	1.691	98.220	1.694
H18.2.8	99.06	1.704	99.65	1.639	99.39	1.667	98.12	1.707	98.61	1.652	98.32	1.635	98.14	1.703	98.110	1.707
H18.2.9	99.05	1.705	99.65	1.639	99.39	1.667	98.14	1.705	98.64	1.649	98.33	1.634	98.15	1.702	98.120	1.705
H18.2.10	99.15	1.694	99.74	1.629	99.50	1.655	98.24	1.694	98.75	1.637	98.43	1.623	98.25	1.691	98.220	1.694
H18.2.13	98.82	1.731	99.37	1.671	99.13	1.696	97.93	1.729	98.42	1.674	98.07	1.663	97.91	1.729	97.900	1.730
H18.2.14	99.12	1.698	99.70	1.633	99.46	1.659	98.23	1.695	98.74	1.638	98.39	1.627	98.21	1.696	98.210	1.696
H18.2.15	98.82	1.731	99.40	1.667	99.16	1.693	97.92	1.730	98.43	1.673	98.11	1.658	97.90	1.730	97.900	1.730
H18.2.16	98.99	1.712	99.57	1.648	99.34	1.673	98.10	1.710	98.61	1.650	98.30	1.637	98.08	1.710	98.090	1.709
H18.2.17	99.14	1.695	99.71	1.632	99.48	1.657	98.23	1.695	98.74	1.638	98.44	1.622	98.22	1.695	98.220	1.695
H18.2.20	99.38	1.669	99.97	1.603	99.73	1.629	98.49	1.666	99.01	1.608	98.68	1.595	98.49	1.665	98.480	1.666
H18.2.21	99.46	1.660	100.05	1.594	99.80	1.622	98.55	1.660	99.07	1.602	98.73	1.590	98.55	1.658	98.550	1.658
H18.2.22	99.45	1.661	100.04	1.595	99.80	1.622	98.51	1.664	99.03	1.606	98.67	1.596	98.49	1.665	98.500	1.664
H18.2.23	99.42	1.664	100.04	1.595	99.78	1.624	98.24	1.695	98.75	1.638	98.42	1.624	98.22	1.695	98.220	1.695
H18.2.24	99.13	1.697	99.75	1.628	99.49	1.656	98.24	1.695	98.75	1.638	98.42	1.624	98.22	1.695	98.220	1.695
H18.2.27	98.82	1.732	99.41	1.666	99.17	1.692	97.94	1.728	98.44	1.672	98.12	1.658	97.88	1.733	97.870	1.734
H18.2.28	98.80	1.734	99.38	1.670	99.17	1.692	97.89	1.734	98.40	1.677	98.08	1.663	97.87	1.734	97.870	1.734

※店頭売買参考統計値は日証協の発表日ベースの更新。

[資料6] 06年2月債発行団体の地方公募債の流通利回り



## 監視機関の現状

税金のムダ遣いをチェックするために、地方自治体には監査委員がいる。「人格が高潔で、地方公共団体の財務管理や事業の経営管理、その他の行政運営に関して優れた識見を有する者及び議員のうち、議会の同意を得て、長（知事や市町村長）が選任」するとされている。監査委員は四人で、委員長という職名はないが常勤の代表監査委員が一人いる。問題は高い給料と、天下りポストだ（47 ページ～49 ページ、[資料1]監査委員の前職）。

地方分権 21 世紀ビジョン懇談会では、都道府県および政令市の監査委員等の天下りを調査した。

東京都の代表監査委員の月給は 9 6 万円、元警視庁生活安全部長である。残りは「識見を有する者及び議員」で、「識見」系が一人、非常勤なのに給料は 4 4 万 5 0 0 0 円。二人は「議員」で、都議会議員としての給料（1 0 6 万円）とは別に 2 4 万 7 0 0 0 円もらう（50 ページ～51 ページ、[資料2]地方公務員の給与の実態）。

代表監査委員以外は非常勤で、事務局主導になりやすい。ちなみに東京都の場合、都庁の職員が事務局に 9 0 人も配置されている。この構造は東京都ばかりではない。

神奈川県代表監査委員の月給は 7 9 万円、元神奈川県公営企業管理者企業庁長、非常勤の「識見」系は 6 0 万円、二人の県議が 1 8 万 5 0 0 0 円。千葉県の代表監査委員の月給は 5 9 万 5 2 0 0 円、元千葉県農林水産部水産局長、非常勤の「識見」系は 2 8 万 2 0 0 0 円、二人の県議が 1 4 万円。

千葉県の代表監査委員の給料が東京都や神奈川県に較べて少し低いから、地方はもっと低いだろう、と考えるのは甘い。山梨県が 7 5 万 6 6 0 0 円、長野県が 7 4 万 7 0 0 0 円、岐阜県が 6 9 万円、静岡県が 7 6 万円、愛知県が 8 3 万 1 7 0 0 円。

政令指定都市ではどうか。大阪市では、大阪市環境事業局長から大阪港振興株式会社代表取締役社長に天下りして、さらに代表監査委員となり 8 9 万円の月給をもらう。神戸市では、神戸市理財局長から、神戸高速鉄道株式会社代表取締役専務へ天下り、さらに代表監査委員となり 6 3 万円の月給をもらう。

会計検査院がきちんと仕事をすればよいが、天下り先への配慮がはたらく。地方も、すべてではないが元都道府県庁職員が代表監査委員をしている場合、自分の後輩のいる職場の監査が私心なくできるだろうか。

これをうけ報告書では「監査委員への天下りの禁止、外部監査の活用、第三者機関の設置など住民監視の強化のためのルールについても作成すべき」とした。



[資料1] 監査委員の前職（都道府県）

非公表の場合は「×」を記入

	監査委員					監査委員			
			前職	当該団体の元職員 の場合の最終職				前職	当該団体の元職員 の場合の最終職
北海道	代表監査委員	常勤	浦幌乳業㈱代表取締役社長		新潟	代表監査委員	常勤	新潟日報事業者社長	
	委員	常勤	㈱札幌北洋ホールディングス取締役			委員	常勤	日本海エル・エヌ・ジエ㈱専務取締役	新潟県出納長
	委員	非常勤	北海道議会議員			委員	非常勤	県議会議員	
	委員	非常勤	北海道議会議員			委員	非常勤	県議会議員	
青森	代表監査委員	常勤	北方商事㈱代表取締役社長		富山	代表監査委員	常勤	富山県健康スポーツ財団専務理事	富山県農林水産部長
	委員	非常勤	社会福祉法人青森県社会福祉協議会運営適正化委員会事務局長	青森県環境生活部男女共同参画課長		委員	非常勤	大山町長	
	委員	非常勤	青森県議会議員			委員	非常勤	県議会議員	
	委員	非常勤	青森県議会議員			委員	非常勤	県議会議員	
岩手	代表監査委員	常勤	㈱岩手日報社総務局顧問		石川	代表監査委員	常勤	(社)石川県社会福祉事業団専務理事・特別養護老人ホーム八田ホーム施設長	石川県競馬事業局長
	委員	非常勤	花巻市教育委員会教育長			委員	常勤	文筆家	
	委員	非常勤	岩手県議会議員			委員	非常勤	石川県議会議員	
	委員	非常勤	岩手県議会議員			委員	非常勤	石川県議会議員	
宮城	代表監査委員	常勤	筑波大学社会科学系教授		福井	代表監査委員	非常勤	㈱井の上取締役	
	委員	常勤	人権擁護委員			委員	常勤	税理士	
	委員	非常勤	宮城県議会議員			委員	非常勤	福井県議会議員	
	委員	非常勤	宮城県議会議員			委員	非常勤	福井県議会議員	
秋田	代表監査委員	常勤	会計検査院		山梨	代表監査委員	常勤	県農政部長	県農政部長
	委員	常勤	秋銀不動産調査サービス㈱取締役社長			委員	非常勤	弁護士	
	委員	非常勤	秋田県議会議員			委員	非常勤	県議会議員	
	委員	非常勤	秋田県議会議員			委員	非常勤	県議会議員	
山形	代表監査委員	常勤	山形県病院事業局長	山形県病院事業局長	長野	代表監査委員	常勤	×	
	委員	非常勤	弁護士			委員	非常勤	女性議員をふやすネットワーク「しなの」会長	
	委員	非常勤	県議会議員			委員	非常勤	公認会計士	
	委員	非常勤	県議会議員			委員	非常勤	県議会議員	
福島	代表監査委員	常勤	出納局長	出納局長	岐阜	代表監査委員	常勤	岐阜大学名誉教授	
	委員	非常勤	公認会計士			委員	非常勤	税理士	
	委員	非常勤	県議会議員			委員	非常勤	岐阜県議会議員	
	委員	非常勤	県議会議員			委員	非常勤	岐阜県議会議員	
茨城	代表監査委員	常勤	議会事務局長	議会事務局長	静岡	代表監査委員	常勤	農協系統信用システム共同運営㈱代表取締役専務	
	委員	非常勤	税理士			委員	常勤	財団法人日本対がん協会専務理事兼事務局長	
	委員	非常勤	県議会議員			委員	非常勤	静岡県議会議員	
	委員	非常勤	県議会議員			委員	非常勤	静岡県議会議員	
栃木	代表監査委員	常勤	とちぎ青少年こども財団理事長	県林務部長	愛知	代表監査委員	常勤	企業庁長	企業庁長
	委員	非常勤	公認会計士			委員	非常勤	弁護士	
	委員	非常勤	県議会議員			委員	非常勤	愛知県議会議員	
	委員	非常勤	県議会議員			委員	非常勤	愛知県議会議員	
群馬	代表監査委員	常勤	弁護士		三重	代表監査委員	常勤	企業庁長	企業庁長
	委員	非常勤	公認会計士			委員	非常勤	松下電工㈱名誉役員	
	委員	非常勤	県議会議員			委員	非常勤	県議会議員	
	委員	非常勤	県議会議員			委員	非常勤	県議会議員	
埼玉	代表監査委員	非常勤	公認会計士		滋賀	代表監査委員	常勤	大津赤十字病院事務部長	滋賀県農政水産部長
	委員	常勤	公認会計士			委員	非常勤	レーク商事㈱取締役社長	
	委員	非常勤	県議会議員			委員	非常勤	滋賀県議会議員	
	委員	非常勤	県議会議員			委員	非常勤	滋賀県議会議員	
千葉	代表監査委員	常勤	千葉県農林水産部水産局長	千葉県農林水産部水産局長	京都	代表監査委員	常勤	京都府参与	京都府参与
	委員	非常勤	会計検査院			委員	非常勤	税理士	
	委員	非常勤	県議会議員			委員	非常勤	府議会議員	
	委員	非常勤	県議会議員			委員	非常勤	府議会議員	
東京	代表監査委員	常勤	㈱弥生共済会代表取締役社長	警視庁生活安全部長	大阪	代表監査委員	常勤	府議会議員	
	委員	非常勤	公認会計士			委員	非常勤	府議会議員	
	委員	非常勤	都議会議員			委員	非常勤	府議会議員	
	委員	非常勤	都議会議員			委員	非常勤	公認会計士	
神奈川	代表監査委員	常勤	㈱ケイエスピー代表取締役社長	県公営企業管理者企業長	兵庫	代表監査委員	常勤	自治研修所長	自治研修所長
	委員	非常勤	弁護士			委員	非常勤	神戸土地建物㈱代表取締役会長	
	委員	非常勤	県議会議員			委員	非常勤	兵庫県議会議員	
	委員	非常勤	県議会議員			委員	非常勤	兵庫県議会議員	

	監査委員					監査委員			
			前職	当該団体の元職員 の場合の最終職				前職	当該団体の元職員 の場合の最終職
奈良	代表監査委員	常勤	奈良県生活環境部長	奈良県生活環境部長	佐賀	代表監査委員	常勤	佐賀県信用保証協会専務理事	佐賀県監査委員事務局長
	委員	非常勤	奈良市助役			委員	常勤	佐賀信用金庫理事長	
	委員	非常勤	県議会議員			委員	非常勤	県議会議員	
	委員	非常勤	県議会議員			委員	非常勤	県議会議員	
和歌山	代表監査委員	常勤	県知事秘書	県知事秘書	長崎	代表監査委員	常勤	財団法人長崎県体育協会理事長	長崎県副知事
	委員	非常勤	築野食品工業㈱代表取締役社長			委員	非常勤	長崎産業㈱専務取締役	
	委員	非常勤	和歌山県議会議員			委員	非常勤	県議会議員	
	委員	非常勤	和歌山県議会議員			委員	非常勤	県議会議員	
鳥取	代表監査委員	常勤	県東部福祉保健局長	県東部福祉保健局長	熊本	代表監査委員	常勤	県農政部総括審議員兼次長	県農政部総括審議員兼次長
	委員	非常勤	町公民館主事			委員	非常勤	税理士	
	委員	非常勤	県議会議員			委員	非常勤	熊本県議会議員	
	委員	非常勤	県議会議員			委員	非常勤	熊本県議会議員	
島根	代表監査委員	常勤	元島根県住宅供給公社理事	島根県企画振興部長	大分	代表監査委員	常勤	竹田市市長	
	委員	非常勤	山陰総合リース㈱代表取締役			委員	非常勤	税理士	
	委員	非常勤	県議会議員			委員	非常勤	大分県議会議員	
	委員	非常勤	県議会議員			委員	非常勤	大分県議会議員	
岡山	代表監査委員	常勤	㈱中国銀行監査役		宮崎	代表監査委員	常勤	宮崎県参事(住宅供給公社)	宮崎県参事(住宅供給公社)
	委員	非常勤	西大寺市立西大寺中学校教諭			委員	非常勤	宮崎県議会議員	
	委員	非常勤	岡山県議会議員			委員	非常勤	宮崎県議会議員	
	委員	非常勤	岡山県議会議員			委員	常勤	㈱宮崎銀行常任監査役	
広島	代表監査委員	常勤	県企業局長	県企業局長	鹿児島	代表監査委員	常勤	県保健福祉部参事	県保健福祉部参事
	委員	非常勤	広島県議会議員			委員	非常勤	㈱那取締役内部監査室長	
	委員	非常勤	広島県議会議員			委員	非常勤	鹿児島県議会議員	
	委員	非常勤	朝日監査法人代表社員			委員	非常勤	鹿児島県議会議員	
山口	代表監査委員	常勤	議会議務局長	議会議務局長	沖縄	代表監査委員	常勤	県土木建築部参事監	県土木建築部参事監
	委員	非常勤	公認会計士			委員	非常勤	税理士	
	委員	非常勤	山口県議会議員			委員	非常勤	沖縄県議会議員	
	委員	非常勤	山口県議会議員			委員	非常勤	沖縄県議会議員	
徳島	代表監査委員	常勤	徳島県警察本部刑事部長	刑事部長					
	委員	非常勤	公認会計士						
	委員	非常勤	徳島県議会議員						
	委員	非常勤	徳島県議会議員						
香川	代表監査委員	常勤	香川県町村議会議長会常務理事兼事務局長	県理事(国民健康保険団体連合会派遣)					
	委員	非常勤	国際協力事業団四国支部進路相談カウンセラー						
	委員	非常勤	県議会議員						
	委員	非常勤	県議会議員						
愛媛	代表監査委員	常勤	(元)社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団副理事長・専務理事	県企画情報部長					
	委員	非常勤	(元)㈱伊予銀行専務取締役						
	委員	非常勤	県議会議員						
	委員	非常勤	県議会議員						
高知	代表監査委員	常勤	㈱高知銀行代表取締役専務						
	委員	非常勤	高知県議会議員						
	委員	非常勤	高知県議会議員						
	委員	非常勤	財21世紀職業財団高知事務所長						
福岡	代表監査委員	常勤	日本赤十字九州国際看護大学事務局長	人事委員会事務局長					
	委員	非常勤	公認会計士						
	委員	非常勤	西南学院大学商学部長						
	委員	非常勤	福岡県議会議員						

# 監査委員の前職（政令市）

非公表の場合は「×」を記入

	監査委員					監査委員			
			前職	当該団体の元職員の場合の最終職				前職	当該団体の元職員の場合の最終職
札幌	代表監査委員	常勤	公認会計士		京都	代表監査委員	常勤	京都市公営企業管理者 交通局長	京都市公営企業管理者 交通局長
	委員	非常勤	弁護士			委員	非常勤	京都府歯科医師会文化体育振興会会長	
	委員	非常勤	市議			委員	非常勤	市議	
	委員	非常勤	市議			委員	非常勤	市議	
仙台	代表監査委員	常勤	総務局長	総務局長	大阪	代表監査委員	常勤	大阪港振興株式会社代表取締役社長	環境事業局長
	委員	非常勤	公認会計士、税理士			委員	非常勤	弁護士	
	委員	非常勤	市議			委員	非常勤	市議	
	委員	非常勤	市議			委員	非常勤	市議	
さいたま	代表監査委員	常勤	社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団副理事長	財務局長	神戸	代表監査委員	常勤	神戸高速鉄道株式会社代表取締役専務	理財局長
	委員	非常勤	公認会計士			委員	非常勤	市議会議員	
	委員	非常勤	市議			委員	非常勤	市議	
	委員	非常勤	市議			委員	非常勤	市議	
千葉	代表監査委員	常勤	千葉県市モノレール株式会社常務取締役	財務局長	広島	代表監査委員	常勤	社会福祉法人広島市社会福祉事業団副理事長	水道事業管理者(水道局長)
	委員	非常勤	弁護士			委員	非常勤	弁護士	
	委員	非常勤	市議			委員	非常勤	市議	
	委員	非常勤	市議			委員	非常勤	市議	
横浜	代表監査委員	常勤	横浜市立大学商学部教授		北九州	代表監査委員	常勤	北九州産業学術推進機構専務理事	総務局理事
	委員	非常勤	弁護士			委員	非常勤	公認会計士	
	委員	非常勤	市議			委員	非常勤	市議	
	委員	非常勤	市議			委員	非常勤	市議	
川崎	代表監査委員	常勤	(財)かながわ廃棄物処理事業団専務理事	財務局長	福岡	代表監査委員	常勤	福岡市森と緑のまちづくり協会理事長(派遣)	農林水産局長
	委員	非常勤	弁護士			委員	非常勤	公認会計士、税理士	
	委員	非常勤	市議			委員	非常勤	市議	
	委員	非常勤	市議			委員	非常勤	市議	
静岡	代表監査委員	常勤	静岡市土地開発公社副理事長	総務部長					
	委員	非常勤	税理士						
	委員	非常勤	市議						
	委員	非常勤	市議						
名古屋	代表監査委員	非常勤	市議						
	委員	常勤	市教育長	市教育長					
	委員	非常勤	東邦ガス株式会社常勤監査役						
	委員	非常勤	市議						

[資料2] 「地方公務員給与の実態」

【特別職に属する職員の定数及び平均給料(報酬)月額(都道府県)】

(単位:人・円)

区 分	超 等			特 等			一 等			二 等			三 等			四 等			五 等			合 計
	定数	平均給料(報酬)月額		定数	平均給料(報酬)月額		定数	平均給料(報酬)月額		定数	平均給料(報酬)月額		定数	平均給料(報酬)月額		定数	平均給料(報酬)月額		定数	平均給料(報酬)月額		
		人	円		人	円		人	円		人	円		人	円		人	円		人	円	
北海道	1	3,134,000	3	2,990,000	1	1,040,000	108	908,000	1	345,800	4	309,000	1	335,000	3	240,000	1	183,500	1	199,000	1	308,000
青森県	1	3,185,000	1	3,070,000	1	1,040,000	48	754,000	1	317,000	3	178,000	3	192,000	3	309,000	1	244,000	1	244,000	1	378,000
岩手県	1	3,130,000	2	3,070,000	1	1,040,000	63	804,000	1	344,000	3	254,000	3	244,000	3	284,000	1	244,000	1	244,000	1	378,000
宮城県	1	3,170,000	1	3,070,000	1	1,040,000	48	768,000	1	344,000	3	184,000	3	194,000	3	304,000	1	244,000	1	244,000	1	378,000
秋田県	1	3,185,000	1	3,070,000	1	1,040,000	48	794,000	1	344,000	3	184,000	3	194,000	3	304,000	1	244,000	1	244,000	1	378,000
山形県	1	3,217,000	1	3,070,000	1	1,040,000	48	794,000	1	344,000	3	184,000	3	194,000	3	304,000	1	244,000	1	244,000	1	378,000
福島県	1	3,142,000	3	3,020,000	1	1,040,000	307	719,000	6	335,500	23	181,700	6	209,000	15	315,000	1	244,000	1	244,000	1	378,000
茨城県	1	3,285,000	1	3,020,000	1	1,040,000	64	814,000	6	332,000	4	212,000	3	218,000	3	338,000	1	244,000	1	244,000	1	378,000
栃木県	1	3,197,000	1	3,070,000	1	1,040,000	52	807,500	1	331,000	3	184,000	3	194,000	3	304,000	1	244,000	1	244,000	1	378,000
群馬県	1	3,152,000	1	3,070,000	1	1,040,000	54	768,000	1	331,000	4	175,000	3	203,000	3	375,000	1	244,000	1	244,000	1	378,000
埼玉県	1	3,311,000	3	3,150,000	1	1,040,000	96	911,800	1	353,000	4	318,000	3	293,000	3	445,000	1	244,000	1	244,000	1	378,000
千葉県	1	3,458,000	4	3,200,000	1	1,040,000	125	864,000	1	344,000	3	248,000	3	248,000	3	325,000	1	244,000	1	244,000	1	378,000
東京都	1	3,450,000	3	3,180,000	1	1,040,000	108	914,000	7	397,714	28	299,448	7	308,143	21	346,714	1	244,000	1	244,000	1	378,000
神奈川県	1	3,187,000	2	3,070,000	1	1,040,000	66	796,480	3	327,000	3	217,000	3	217,000	3	317,000	1	244,000	1	244,000	1	378,000
新潟県	1	3,225,000	1	3,070,000	1	1,040,000	44	794,000	1	331,000	3	184,000	3	194,000	3	304,000	1	244,000	1	244,000	1	378,000
富山県	1	3,170,000	1	3,070,000	1	1,040,000	48	774,000	1	331,000	3	184,000	3	194,000	3	304,000	1	244,000	1	244,000	1	378,000
石川県	1	3,170,000	1	3,070,000	1	1,040,000	48	774,000	1	331,000	3	184,000	3	194,000	3	304,000	1	244,000	1	244,000	1	378,000
福井県	1	3,142,700	1	3,070,000	1	1,040,000	48	774,000	1	331,000	3	184,000	3	194,000	3	304,000	1	244,000	1	244,000	1	378,000
山梨県	1	3,142,700	1	3,070,000	1	1,040,000	48	774,000	1	331,000	3	184,000	3	194,000	3	304,000	1	244,000	1	244,000	1	378,000
長野県	1	3,142,700	1	3,070,000	1	1,040,000	48	774,000	1	331,000	3	184,000	3	194,000	3	304,000	1	244,000	1	244,000	1	378,000
岐阜県	1	3,142,700	1	3,070,000	1	1,040,000	48	774,000	1	331,000	3	184,000	3	194,000	3	304,000	1	244,000	1	244,000	1	378,000
静岡県	1	3,142,700	1	3,070,000	1	1,040,000	48	774,000	1	331,000	3	184,000	3	194,000	3	304,000	1	244,000	1	244,000	1	378,000
愛知県	1	3,142,700	1	3,070,000	1	1,040,000	48	774,000	1	331,000	3	184,000	3	194,000	3	304,000	1	244,000	1	244,000	1	378,000
三重県	1	3,142,700	1	3,070,000	1	1,040,000	48	774,000	1	331,000	3	184,000	3	194,000	3	304,000	1	244,000	1	244,000	1	378,000
滋賀県	1	3,142,700	1	3,070,000	1	1,040,000	48	774,000	1	331,000	3	184,000	3	194,000	3	304,000	1	244,000	1	244,000	1	378,000
京都府	1	3,142,700	1	3,070,000	1	1,040,000	48	774,000	1	331,000	3	184,000	3	194,000	3	304,000	1	244,000	1	244,000	1	378,000
大阪府	1	3,142,700	1	3,070,000	1	1,040,000	48	774,000	1	331,000	3	184,000	3	194,000	3	304,000	1	244,000	1	244,000	1	378,000
兵庫県	1	3,142,700	1	3,070,000	1	1,040,000	48	774,000	1	331,000	3	184,000	3	194,000	3	304,000	1	244,000	1	244,000	1	378,000
奈良県	1	3,142,700	1	3,070,000	1	1,040,000	48	774,000	1	331,000	3	184,000	3	194,000	3	304,000	1	244,000	1	244,000	1	378,000
和歌山県	1	3,142,700	1	3,070,000	1	1,040,000	48	774,000	1	331,000	3	184,000	3	194,000	3	304,000	1	244,000	1	244,000	1	378,000
徳島県	1	3,142,700	1	3,070,000	1	1,040,000	48	774,000	1	331,000	3	184,000	3	194,000	3	304,000	1	244,000	1	244,000	1	378,000
香川県	1	3,142,700	1	3,070,000	1	1,040,000	48	774,000	1	331,000	3	184,000	3	194,000	3	304,000	1	244,000	1	244,000	1	378,000
愛媛県	1	3,142,700	1	3,070,000	1	1,040,000	48	774,000	1	331,000	3	184,000	3	194,000	3	304,000	1	244,000	1	244,000	1	378,000
高知県	1	3,142,700	1	3,070,000	1	1,040,000	48	774,000	1	331,000	3	184,000	3	194,000	3	304,000	1	244,000	1	244,000	1	378,000
福岡県	1	3,142,700	1	3,070,000	1	1,040,000	48	774,000	1	331,000	3	184,000	3	194,000	3	304,000	1	244,000	1	244,000	1	378,000
佐賀県	1	3,142,700	1	3,070,000	1	1,040,000	48	774,000	1	331,000	3	184,000	3	194,000	3	304,000	1	244,000	1	244,000	1	378,000
熊本県	1	3,142,700	1	3,070,000	1	1,040,000	48	774,000	1	331,000	3	184,000	3	194,000	3	304,000	1	244,000	1	244,000	1	378,000
大分県	1	3,142,700	1	3,070,000	1	1,040,000	48	774,000	1	331,000	3	184,000	3	194,000	3	304,000	1	244,000	1	244,000	1	378,000
宮崎県	1	3,142,700	1	3,070,000	1	1,040,000	48	774,000	1	331,000	3	184,000	3	194,000	3	304,000	1	244,000	1	244,000	1	378,000
鹿児島県	1	3,142,700	1	3,070,000	1	1,040,000	48	774,000	1	331,000	3	184,000	3	194,000	3	304,000	1	244,000	1	244,000	1	378,000
沖縄県	1	3,142,700	1	3,070,000	1	1,040,000	48	774,000	1	331,000	3	184,000	3	194,000	3	304,000	1	244,000	1	244,000	1	378,000
計	46	3,182,900	73	2,989,448	46	1,040,000	4,673	828,648	46	346,140	195	211,496	66	222,300	110	311,424	4	225,421	1	244,000	91	348,038
計	47	3,188,032	77	3,000,000	47	1,040,000	4,717	832,258	47	351,301	199	214,217	67	225,145	111	311,424	4	225,421	1	244,000	95	351,096

區 分	區 區 區														區 區 區				區 區 區				區 區 區				區 區 區						
	區		區		區		區		區		區		區		區		區		區		區		區		區		區		區				
	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區				
	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區				
北 港	1	169,280	-	1	768,208	-	2	340,080	3	235,000	4	240,800	1	345,000	3	270,000	9	270,800	5	221,800	3	260,000	3	290,000	3	345,000	3	345,000	6	308,000	6	308,000	北 港 港
新 港	1	584,000	-	1	378,000	-	3	331,000	3	197,000	3	138,800	1	197,000	3	151,000	5	151,800	5	121,800	4	165,000	4	165,000	3	72,000	3	72,000	3	64,000	3	64,000	新 港 港
大 港	1	683,000	-	1	628,408	-	3	415,000	3	244,000	3	284,800	1	244,000	3	215,000	5	215,800	5	199,800	4	234,000	4	234,000	3	175,000	3	175,000	6	172,000	6	172,000	大 港 港
小 港	1	632,000	-	1	701,000	-	3	335,000	3	187,000	3	189,800	1	187,000	3	145,000	5	145,800	5	149,800	4	165,000	4	165,000	3	160,000	3	160,000	6	167,000	6	167,000	小 港 港
小 港 計	5	635,283	-	3	673,708	-	12	316,580	6	213,333	14	331,288	6	213,333	27	183,538	27	183,538	34	163,528	24	194,500	6	194,500	6	319,500	28	319,500	48	319,500	48	319,500	小 港 計
南 港	1	640,200	-	1	325,000	-	3	323,000	3	232,000	3	223,800	1	232,000	5	203,000	5	203,800	5	164,000	4	164,000	4	164,000	3	164,000	3	164,000	6	164,000	6	164,000	南 港 港
小 港	1	431,000	-	1	347,000	-	3	340,000	3	203,000	3	175,800	2	203,000	5	183,000	5	183,800	5	175,800	4	175,000	4	175,000	3	185,000	3	185,000	6	185,000	6	185,000	小 港 計
十 港	1	585,200	-	1	282,000	-	3	340,000	3	293,000	3	240,800	4	293,000	5	265,000	5	265,800	5	205,800	4	225,000	4	225,000	3	240,000	3	240,000	6	240,000	6	240,000	十 港 計
十 港 計	5	675,883	-	3	684,008	-	14	350,877	8	297,774	20	380,878	7	297,774	45	274,338	45	274,338	65	259,000	20	290,000	3	290,000	3	338,000	42	338,000	71	338,000	71	338,000	十 港 計
東 港	1	683,100	-	1	603,308	-	3	334,000	3	237,000	3	237,800	1	237,000	5	186,000	5	186,800	5	136,000	4	136,000	4	136,000	3	136,000	3	136,000	6	136,000	6	136,000	東 港 港
小 港	1	582,000	-	1	594,008	-	3	320,000	3	230,000	3	230,800	1	230,000	5	193,000	5	193,800	5	140,000	4	140,000	4	140,000	3	140,000	3	140,000	6	140,000	6	140,000	小 港 計
小 港 計	5	592,025	-	3	632,258	-	8	328,500	8	238,758	8	196,758	4	238,758	20	159,000	20	159,000	26	121,758	8	121,758	3	121,758	3	143,000	12	143,000	12	143,000	12	143,000	小 港 計
日 港	1	756,000	-	1	717,000	-	3	312,000	3	214,000	3	214,800	1	214,000	5	153,000	5	153,800	5	110,000	4	110,000	4	110,000	3	110,000	3	110,000	6	110,000	6	110,000	日 港 港
日 港 計	5	680,000	-	3	704,008	-	11	344,278	8	258,328	14	281,774	6	258,328	32	203,000	32	203,800	38	153,438	12	153,438	5	153,438	5	173,000	24	173,000	24	173,000	24	173,000	日 港 計
港 港 港	1	827,200	-	1	425,000	-	3	330,000	3	365,000	3	365,800	1	365,000	5	280,000	5	280,800	5	200,000	4	200,000	4	200,000	3	200,000	3	200,000	6	200,000	6	200,000	港 港 港 計
港 港 港 計	5	543,500	-	3	388,008	-	12	325,000	12	325,778	12	325,778	6	325,000	20	248,000	20	248,800	20	180,000	8	180,000	8	180,000	5	180,000	4	180,000	36	180,000	36	180,000	港 港 港 計
港 港 港 小 計	5	685,387	-	3	716,583	-	11	344,278	8	258,328	14	281,774	6	258,328	32	203,000	32	203,800	38	153,438	12	153,438	5	153,438	5	173,000	24	173,000	24	173,000	24	173,000	小 計
港 港 港 港	1	540,000	-	1	248,000	-	3	262,000	3	203,100	3	203,800	1	203,100	5	147,000	5	147,800	5	104,000	4	104,000	4	104,000	3	104,000	3	104,000	6	104,000	6	104,000	港 港 港 港 計
港 港 港 港 計	5	637,960	-	3	364,108	-	12	322,380	8	258,428	12	261,627	6	258,428	28	174,660	28	174,660	32	132,380	12	132,380	5	132,380	5	152,000	20	152,000	20	152,000	20	152,000	港 港 港 港 計
港 港 港 港 小 計	5	570,000	-	3	305,000	-	12	323,000	12	265,000	12	265,778	6	265,000	20	180,000	20	180,800	20	135,000	8	135,000	8	135,000	5	135,000	4	135,000	36	135,000	36	135,000	港 港 港 港 小 計
港 港 港 港 港	1	684,300	-	1	314,000	-	3	317,000	3	215,000	3	215,800	1	215,000	5	154,000	5	154,800	5	110,000	4	110,000	4	110,000	3	110,000	3	110,000	6	110,000	6	110,000	港 港 港 港 港 計
港 港 港 港 港 計	5	631,800	-	3	322,008	-	12	323,000	12	266,000	12	266,778	6	266,000	28	180,000	28	180,800	32	135,000	12	135,000	5	135,000	5	155,000	20	155,000	20	155,000	20	155,000	港 港 港 港 港 計
港 港 港 港 港 小 計	5	682,700	-	3	323,000	-	12	323,000	12	266,000	12	266,778	6	266,000	28	180,000	28	180,800	32	135,000	12	135,000	5	135,000	5	155,000	20	155,000	20	155,000	20	155,000	港 港 港 港 港 小 計
港 港 港 港 港 港	1	684,800	-	1	314,000	-	3	317,000	3	215,000	3	215,800	1	215,000	5	154,000	5	154,800	5	110,000	4	110,000	4	110,000	3	110,000	3	110,000	6	110,000	6	110,000	港 港 港 港 港 港 計
港 港 港 港 港 港 計	5	631,300	-	3	322,008	-	12	323,000	12	266,000	12	266,778	6	266,000	28	180,000	28	180,800	32	135,000	12	135,000	5	135,000	5	155,000	20	155,000	20	155,000	20	155,000	港 港 港 港 港 港 小 計
港 港 港 港 港 港 小 計	5	685,000	-	3	323,000	-	12	323,000	12	266,000	12	266,778	6	266,000	28	180,000	28	180,800	32	135,000	12	135,000	5	135,000	5	155,000	20	155,000	20	155,000	20	155,000	港 港 港 港 港 港 小 計
港 港 港 港 港 港 港	1	654,747	-	1	704,589	-	3	314,940	46	258,967	132	258,967	46	258,967	247	193,628	247	193,628	264	143,255	42	143,255	42	143,255	42	143,255	254	143,255	254	143,255	254	143,255	港 港 港 港 港 港 港 計
港 港 港 港 港 港 港 計	5	641,383	-	3	671,710	-	12	334,483	47	268,925	136	268,925	47	268,925	304	206,826	304	206,826	326	143,074	43	143,074	43	143,074	43	143,074	349	143,074	349	143,074	349	143,074	港 港 港 港 港 港 港 小 計

地方分権 21世紀ビジョン懇談会  
構成員名簿

(五十音順・敬称略)

いのせ  
猪瀬

なおき  
直樹

作家

おおた  
大田

ひろこ  
弘子

政策研究大学院大学教授 (座長)

こばやか  
小早川

みつお  
光郎

東京大学大学院法学政治学研究科教授

しまだ  
島田

はるお  
晴雄

慶應義塾大学経済学部教授

ほんま  
本間

まさあき  
正明

大阪大学大学院経済学研究科教授

みやわき  
宮脇

あつし  
淳

北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授

## 「地方分権21世紀ビジョン懇談会」開催経緯

### 第1回会合(平成18年1月12日(木)開催)

今後の進め方・検討項目

### 第2回会合(平成18年1月30日(月)開催)

検討課題

### 第3回会合(平成18年2月10日(金)開催)

破綻法制のあり方

### 第4回会合(平成18年3月1日(水)開催)

破綻法制と地方債のあり方

### 第5回会合(平成18年3月15日(水)開催)

将来の三位一体像(補助負担金・規制、税、地方交付税)

### 第6回会合(平成18年3月31日(金)開催)

地方公共団体の長・経験者からのヒアリング  
経済活性化、国と地方のフレーム

### 第7回会合(平成18年4月12日(水)開催)

地方六団体との意見交換

### 第8回会合(平成18年4月14日(金)開催)

中間取りまとめに向けて

### 第9回会合(平成18年4月28日(金)開催)

中間取りまとめ

### 第10回会合(平成18年5月12日(金)開催)

最終報告書に向けて

### 第11回会合(平成18年5月26日(金)開催)

地方分権21世紀ビジョン懇談会報告書(案)

(注)上記会合のほか、4月10日(月)及び6月6日(火)において、新地方分権構想検討委員会との意見交換会を開催した。